

序論 はじめに

1 総合戦略策定の趣旨

わが国では、平成 26(2014)年 11 月「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年 12 月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定¹しました。これは少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためのものです。

本市においても、人口減少や地域経済の縮小が顕著であり、現状のままでは人口減少の加速が見込まれることから、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望をまとめた「御前崎市人口ビジョン」(以下、「人口ビジョン」)を策定しました。人口ビジョンの策定に当たっては、本市における人口の現状を分析したうえで、今後の人口の変化が地域に与える影響を分析し、人口の将来展望を提示しました。

「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「総合戦略」)は、法第 10 条 1 項の規定に基づき人口ビジョンを基礎資料として、本市が抱える地域課題を解決し、人口減少と地域経済縮小の克服、さらには、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けて、短中期的な目標や方向性、具体的な施策をまとめたものです。

2 総合戦略の位置づけ

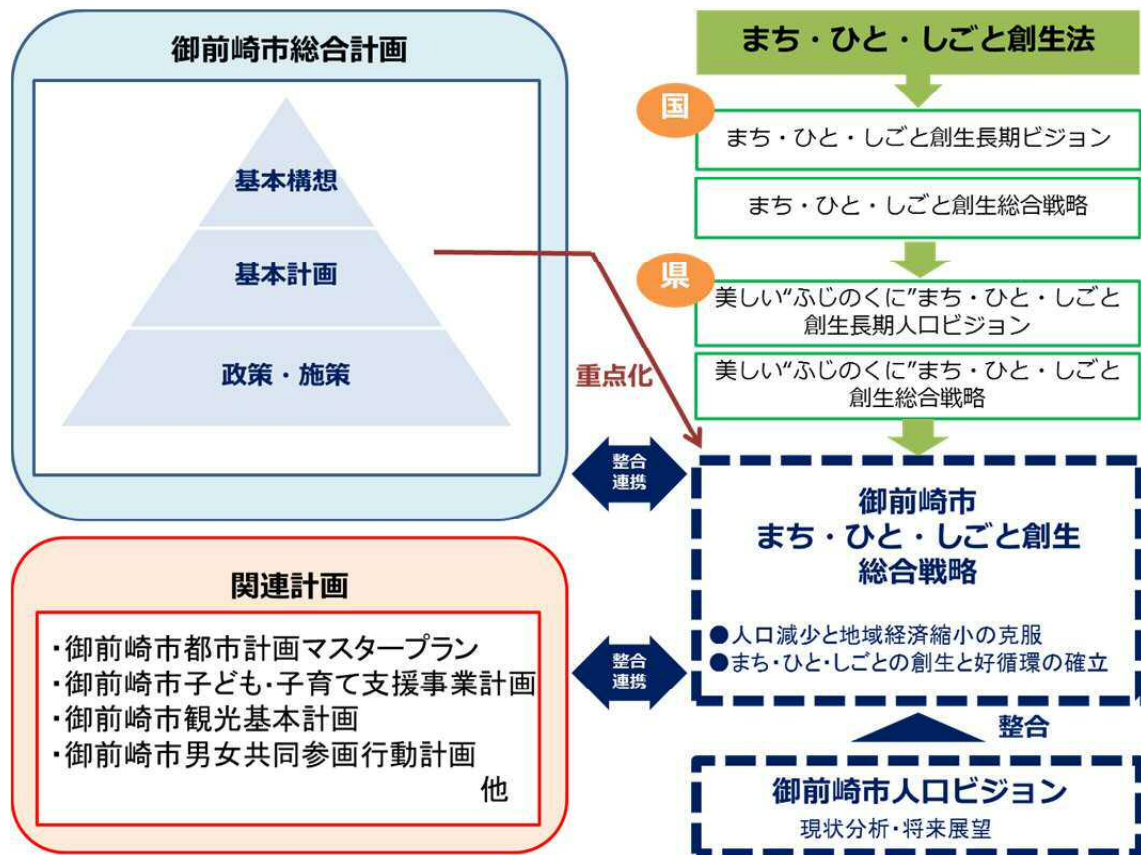
総合戦略の策定に当たっては、国や静岡県が定める総合戦略の基本的な考え方や政策の方向性をもとに、本市の特徴を勘案して計画づくりを行います。

また、平成 28 年度から始まる「第 2 次御前崎市総合計画」との整合と有機的な連携を図るとともに、国が示す 4 つの基本目標²を実現するものとして、総合戦略を位置づけます。(図 1)

¹ 全ての大臣が合意し、政府の方針を決定する手続きのこと。

² 国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる政策の基本目標。具体的には、①地方における安定した雇用を創出する、②地方への新しいひとの流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、の 4 つを指す。

図1 御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ



3 計画期間

計画期間について、人口ビジョンは平成 27(2015)年度から平成 72(2060)年度までの 45 年間とし、総合戦略は平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 年間とします。

第1編 人口ビジョン

第1章 人口の現状分析

1 現状分析

① 総人口・世帯数・世帯当たり人口

- ・ 国勢調査³によると、本市の総人口は平成 12(2000)年の 3 万 6059 人をピークに減少に転じ、平成 22(2010)年には 3 万 4700 人となっています。(図2)
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所⁴(以下、「社人研」)の将来人口推計(平成 22(2010)年人口を基準とした場合)では、合計特殊出生率⁵(以下、「出生率」)が減少傾向から回復せず、今までと同様に市外への人口移動が続いた場合、本市の総人口は平成 52(2040)年に 2 万 7902 人、平成 72(2060)年に 2 万 1454 人となります。(図2)
- ・ 世帯数は近年横ばいの状況にあり、世帯当たりの人口は減少傾向にあります。総人口の減少にもかかわらず世帯数が横ばいの状況を見ると、核家族化が進んでいるといえます。(図3)

³ 日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした国の最も重要な統計調査。国内の人口や世帯の実態を明らかにすることを目的として 5 年に一度実施される。

⁴ 人口や世帯の動向、社会保障政策や制度に関する研究を行っている国立の研究機関。

⁵ 1 人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを推計した数値。15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

図2 総人口の推移

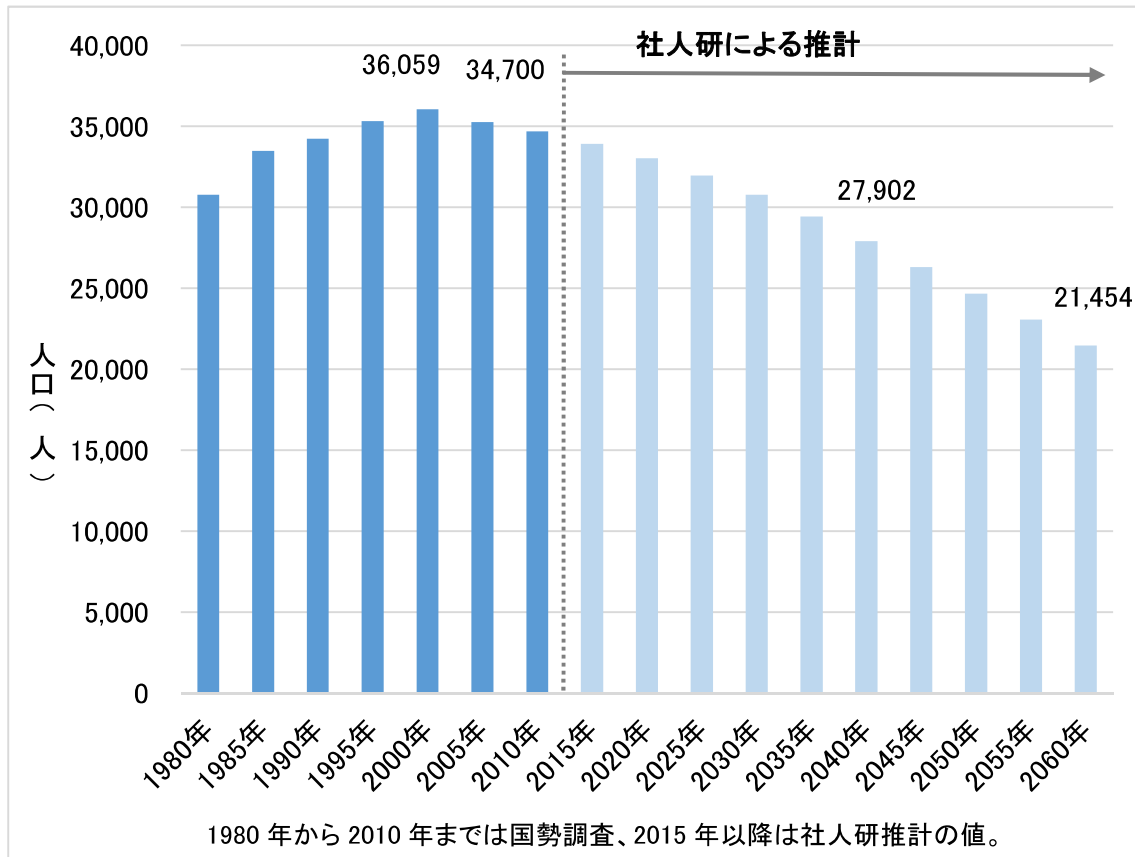
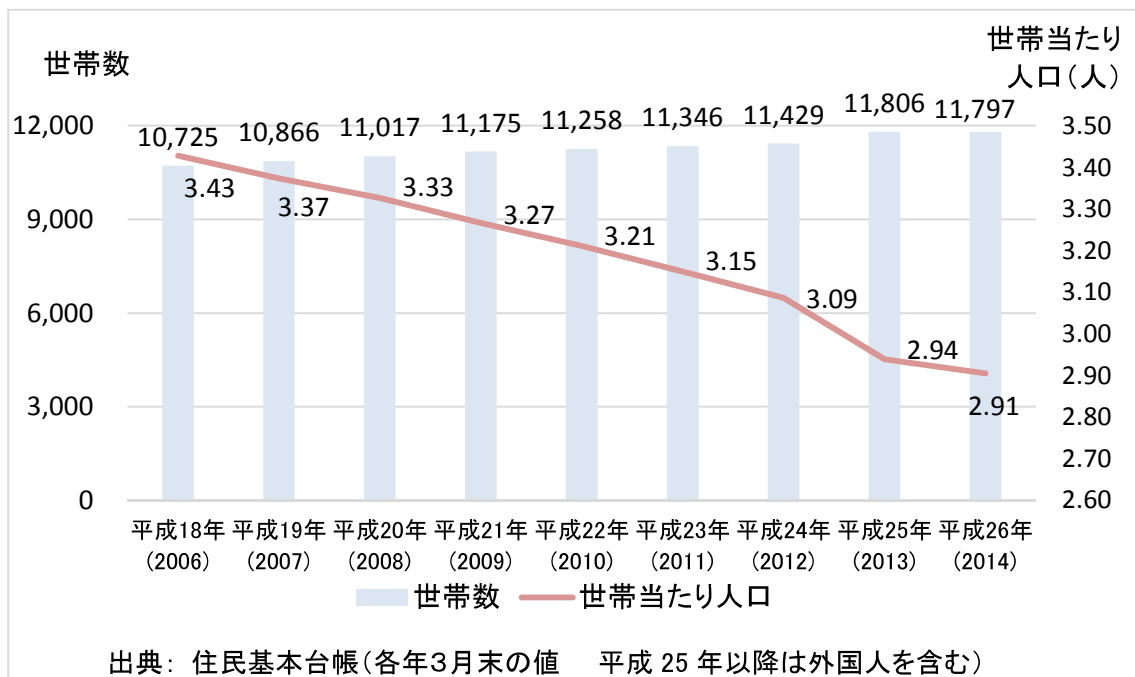


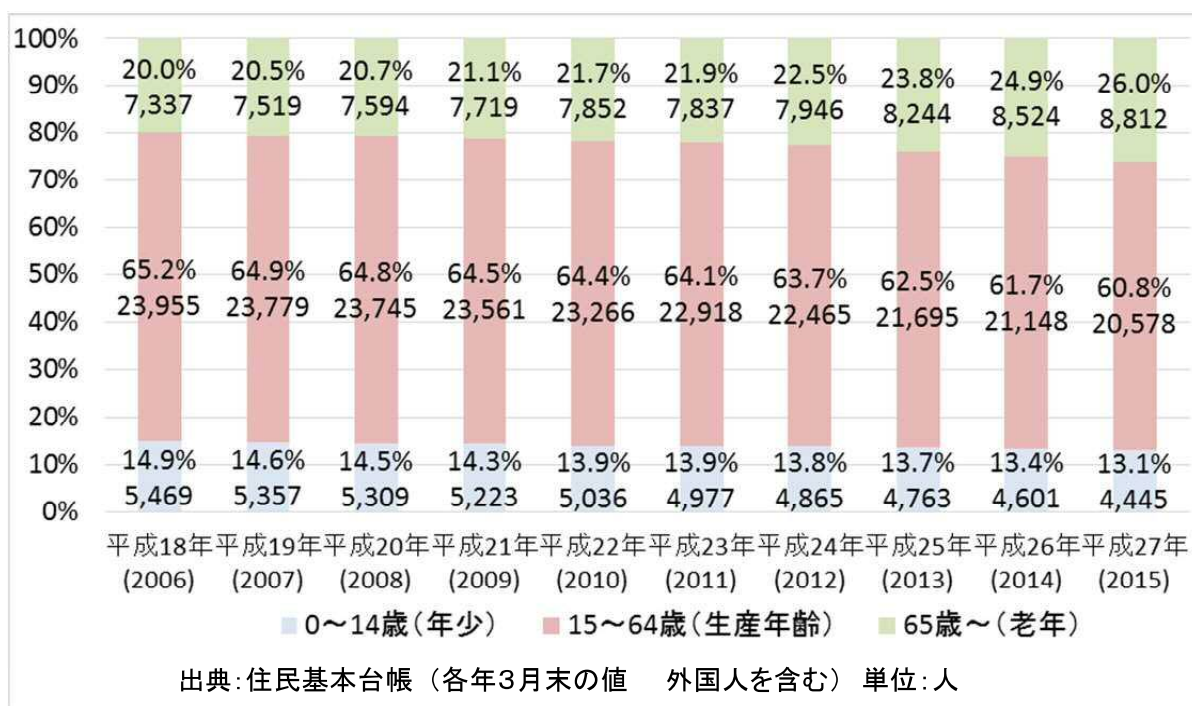
図3 世帯数と世帯当たり人口の推移



② 年齢別人口割合

- 全国的にもいえることですが、本市の年齢別人口割合の推移については、年少人口(0～14 歳)と生産年齢人口(15～64 歳)が減少し、老年人口(65 歳以上)の割合が徐々に増加しています。(図4)
- 老年人口の割合は平成 18(2006)年には 20.0%(5人に1人)でしたが、平成 26(2014)年には 24.9%(4人に1人)と増加しています。(図4)

図4 年齢3区分別人口割合の推移



③ 自然増減

- ・ 自然増減(出生、死亡)については、平成 19(2007)年以降減少に転じ、減少幅は年々増加する傾向にあります。これは人口減少の要因にもなっています。(図5)
- ・ 出生率については、全国、静岡県と比較して高い水準となっています。なお、平成 20 年～24 年は、平成 15 年～19 年と比較して、全国、静岡県と同様、回復傾向にあります。(図6)
- ・ 本市の3世代世帯の割合は全国、静岡県と比較して高く、親世代が孫の世話をするなどの環境が出生率を高める要因の一つであると推測されます。(図7)

図5 出生数・死亡数の推移

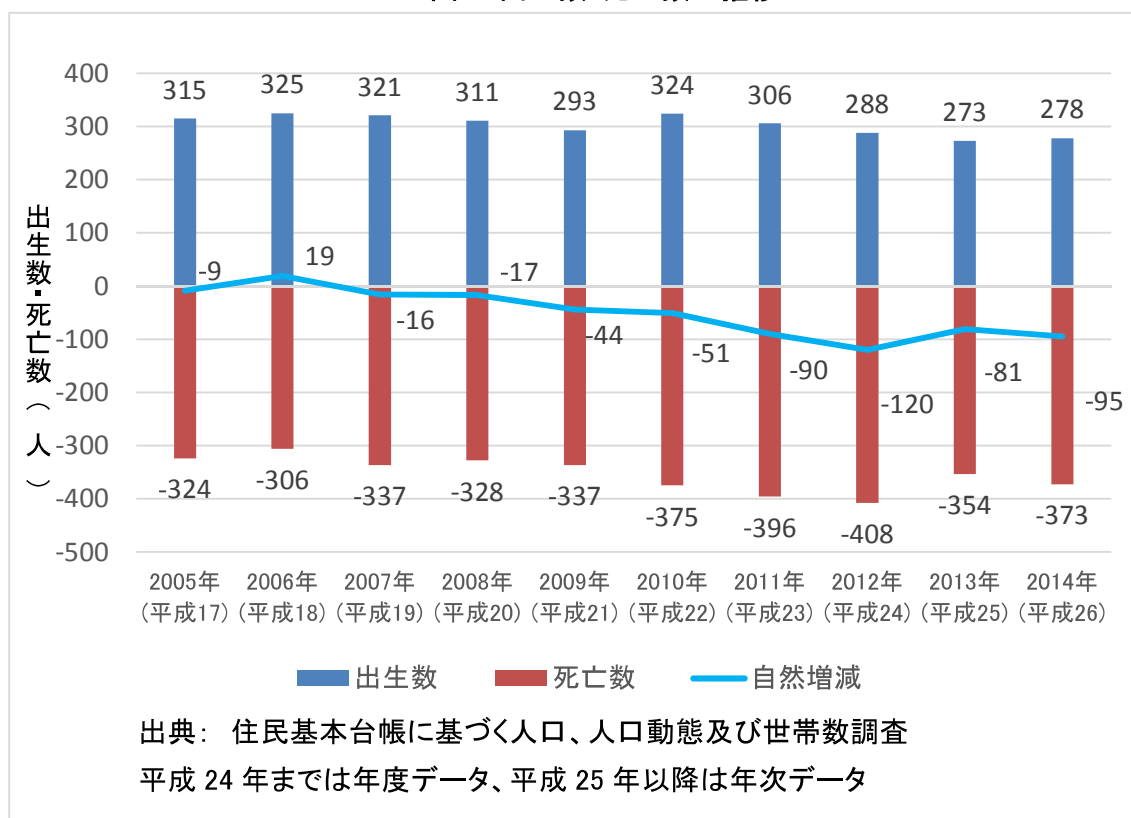


図6 合計特殊出生率の推移

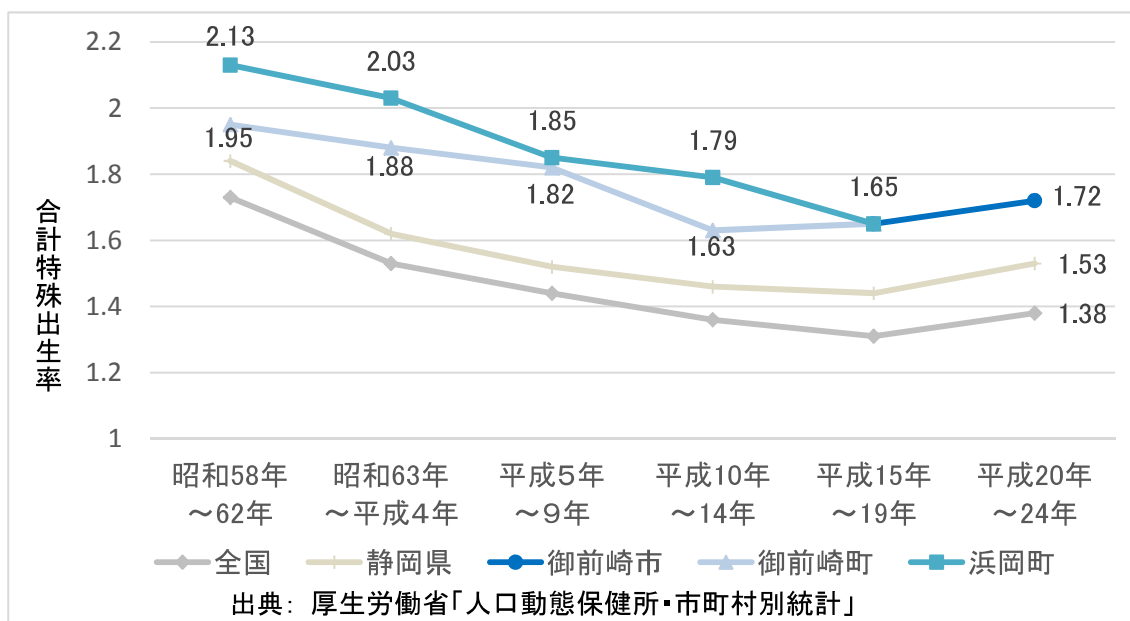
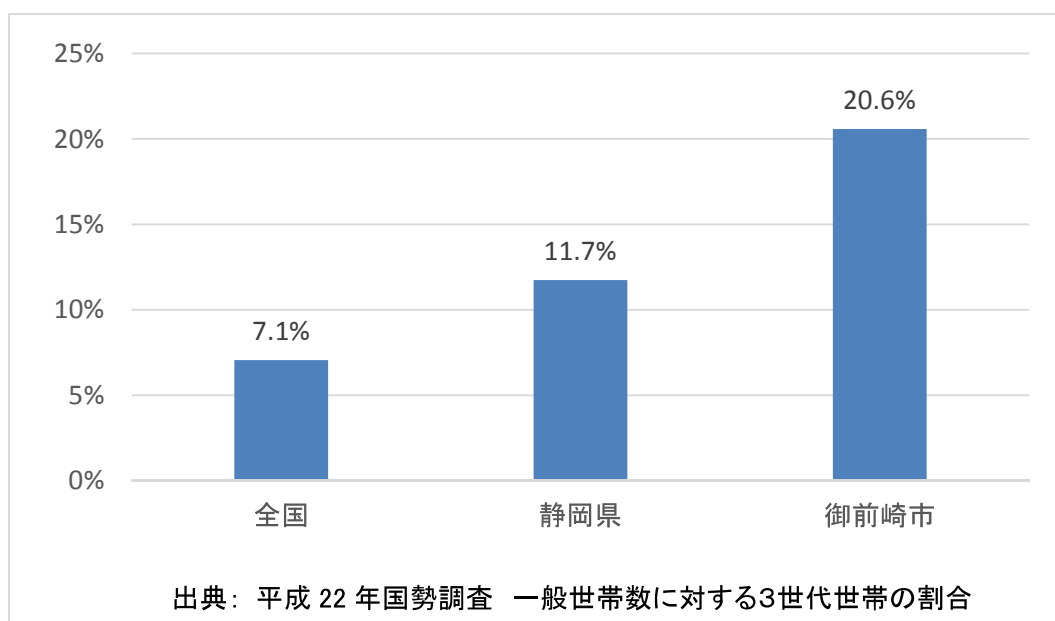


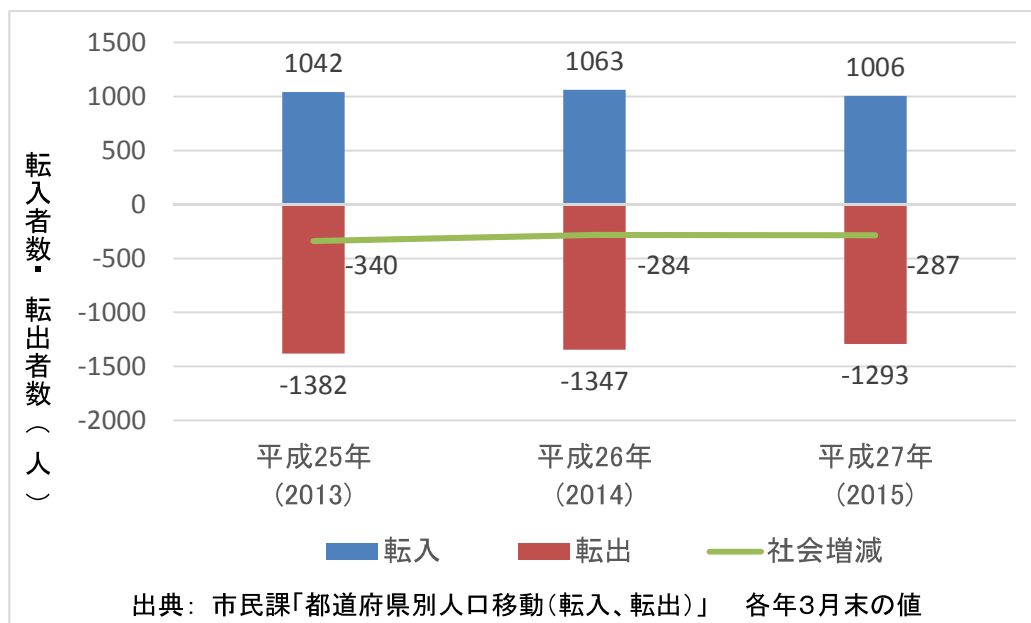
図7 3世代世帯の割合



④ 社会増減

- ・ 社会増減(人口移動)については、平成 25(2013)年から平成 27(2015)年までにはいずれも転出者が転入者を 300 人程度上回っており、減少傾向が続いています。(図8)

図8 転入者数と転出者数



(ア) 転入について

- ・ 県内、県外からの転入者の数にそれほど差はないものの、県内からの転入者がやや上回っています。(図9)
- ・ 県内転入者のうち、浜松市、静岡市、菊川市、掛川市、牧之原市からの転入が、県内転入者の約7割を占めています。(図 10)
- ・ 県外からの転入者については特定の都道府県からの転入はみられず、最も多い神奈川県、東京都でもそれぞれ転入者全体の5%程度となっています。

図9 転入元の内訳(県内・県外)

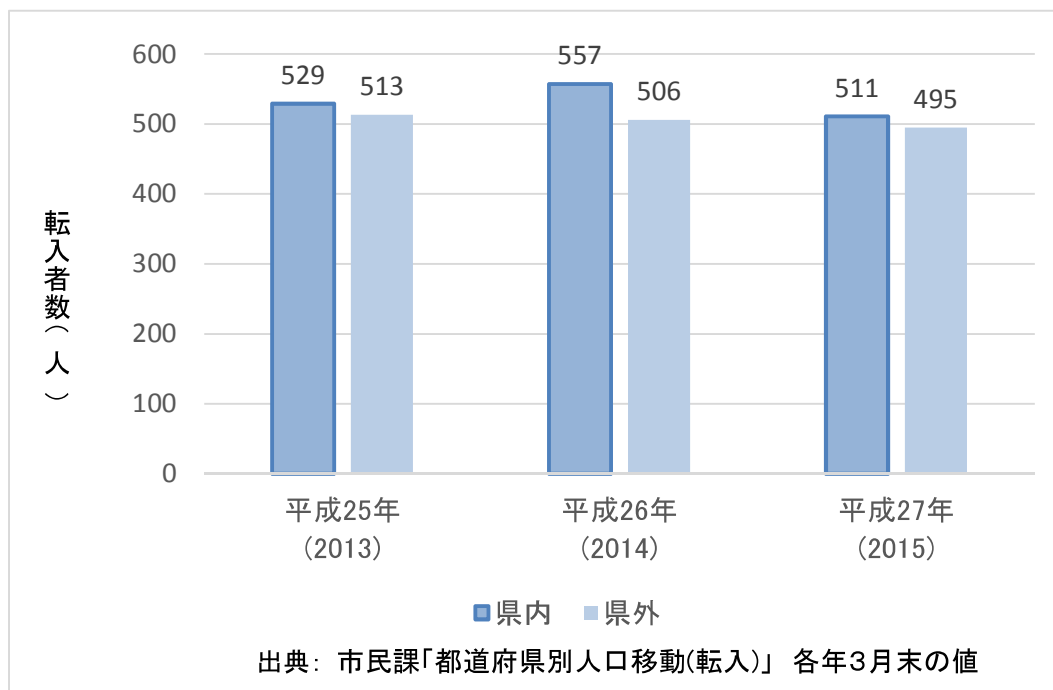
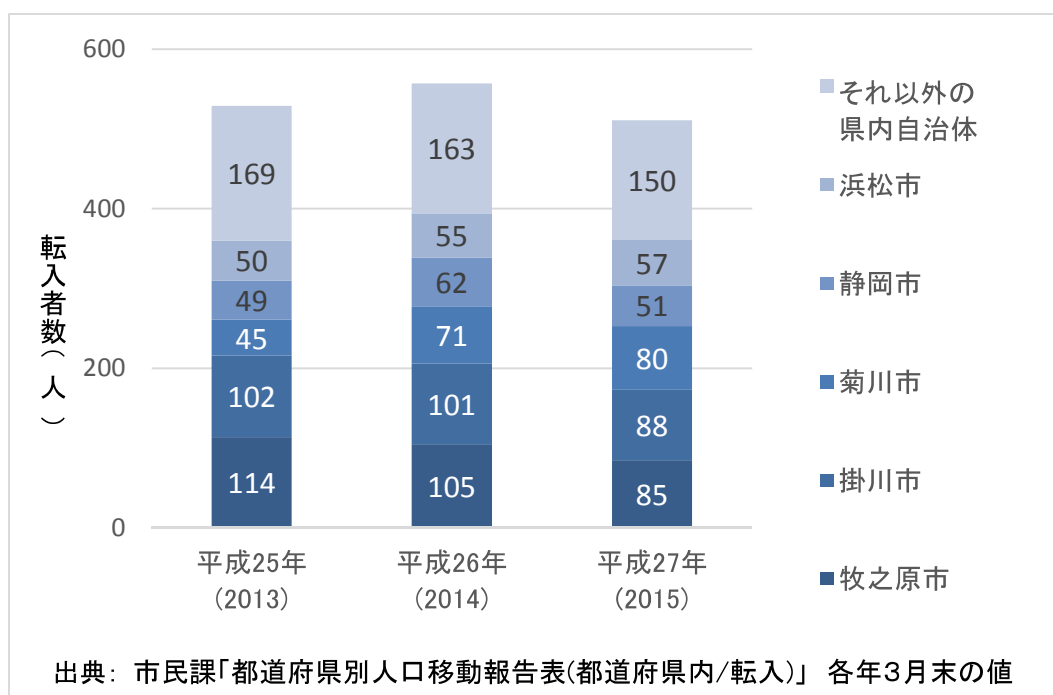


図10 転入元の内訳(県内)



(イ) 転出について

- ・ 転出先は県外よりも県内が多く、そのうち、菊川市、掛川市、牧之原市への転出が約5割を占めています。また、浜松市、静岡市も含めると県内への転出者の約7割を占めています。この5市は、順番は異なるものの転入元上位5市と同様であり、一体的な経済圏域を成すなど本市との人の交流が活発であるといえます。(図 11、図 12)

図 11 転出先の内訳(県内・県外)

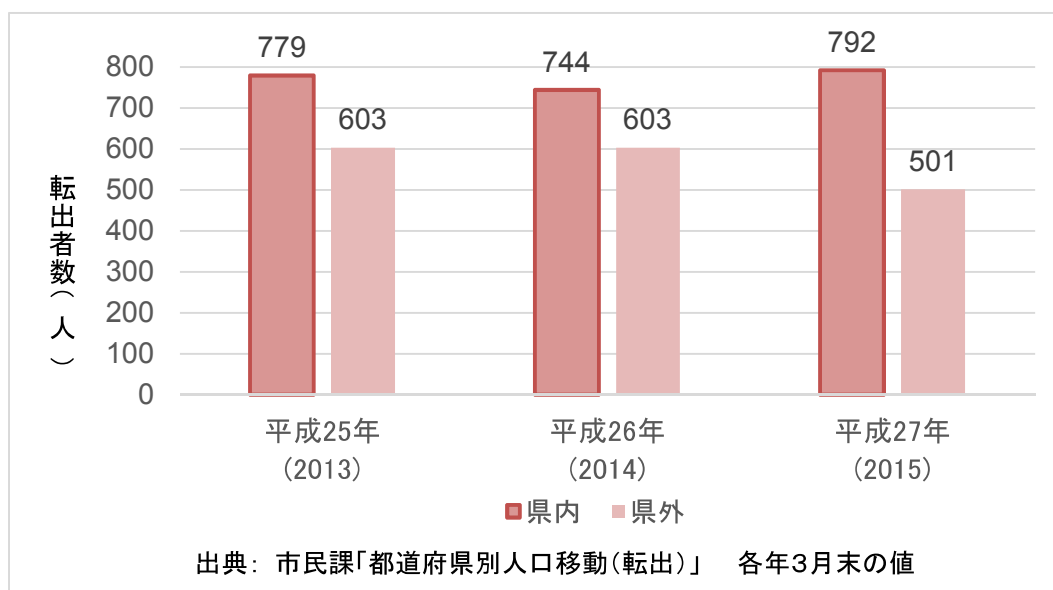
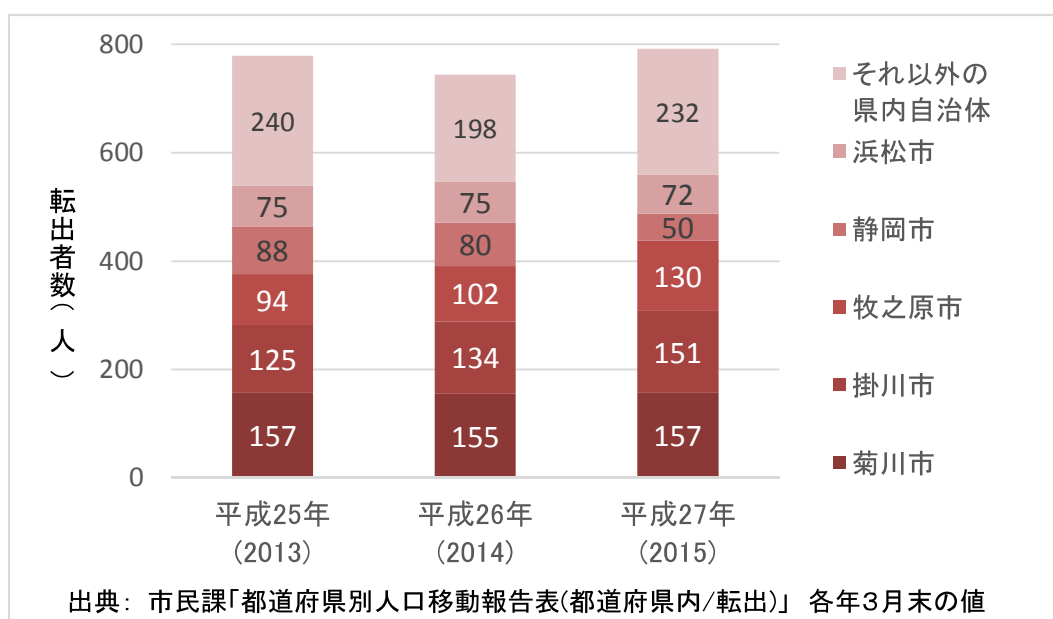


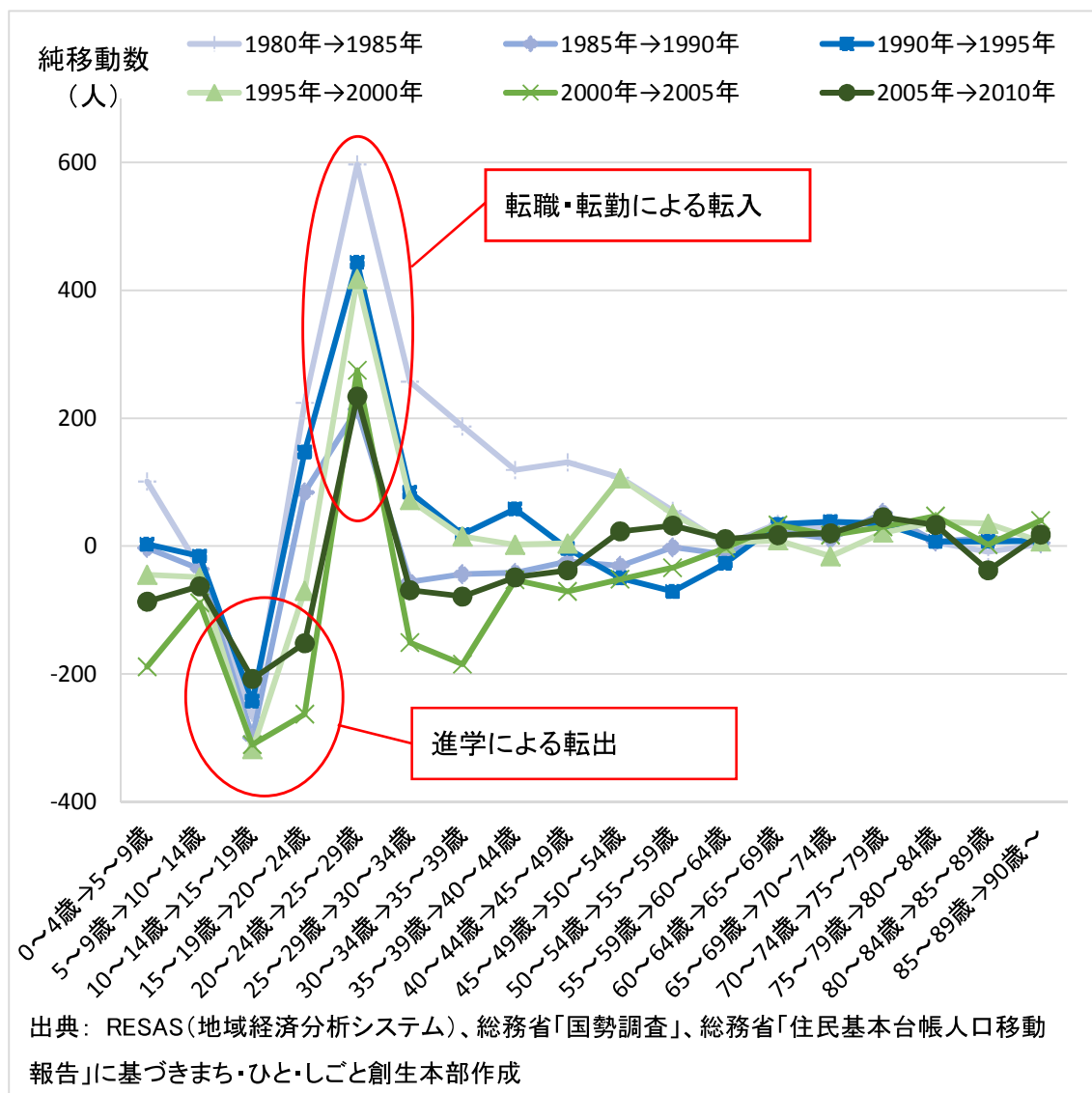
図 12 転出先の内訳(県内)



(ウ) 年齢階級別の人口移動について

- ・ 年齢階級別の人口移動の推移をみると、10～14 歳→15～19 歳、15～19 歳→20～24 歳で多くの人口が転出し、20～24 歳→25～29 歳で最も多くの転入がみられます。これは、進学や就職に伴って市外へ出て行く人の流れと、就職や転勤などにより本市に移り住む人の流れと推測されます。(図 13)
- ・ 進学に伴う転出については、15～19 歳→20～24 歳が平成 7(1995)年以降に増加し、就職あるいは転勤に伴う転入については、平成 12(2000)年以降その数が減少しています。(図 13)
- ・ 一般的に結婚や子育ての年代にあたる 25～29 歳→30～34 歳、30～34 歳→35～39 歳についても、平成 12(2000)年以降、転出数が増加しています。(図 13)

図 13 年齢階級別の人口移動の推移



⑤ 産業・就業

- ・ 平成 22 年国勢調査によると本市で働く産業別の就業者数は、製造業が最も多く、次いで建設業、卸売業・小売業、農業となっています。(図 14)
- ・ 産業別の年齢分布をみると、農業、漁業における高齢化が進んでいることから、今後は後継者不足の深刻化が懸念され、担い手の確保が重要となります。(図 15)

図 14 従業地における産業別就業者数

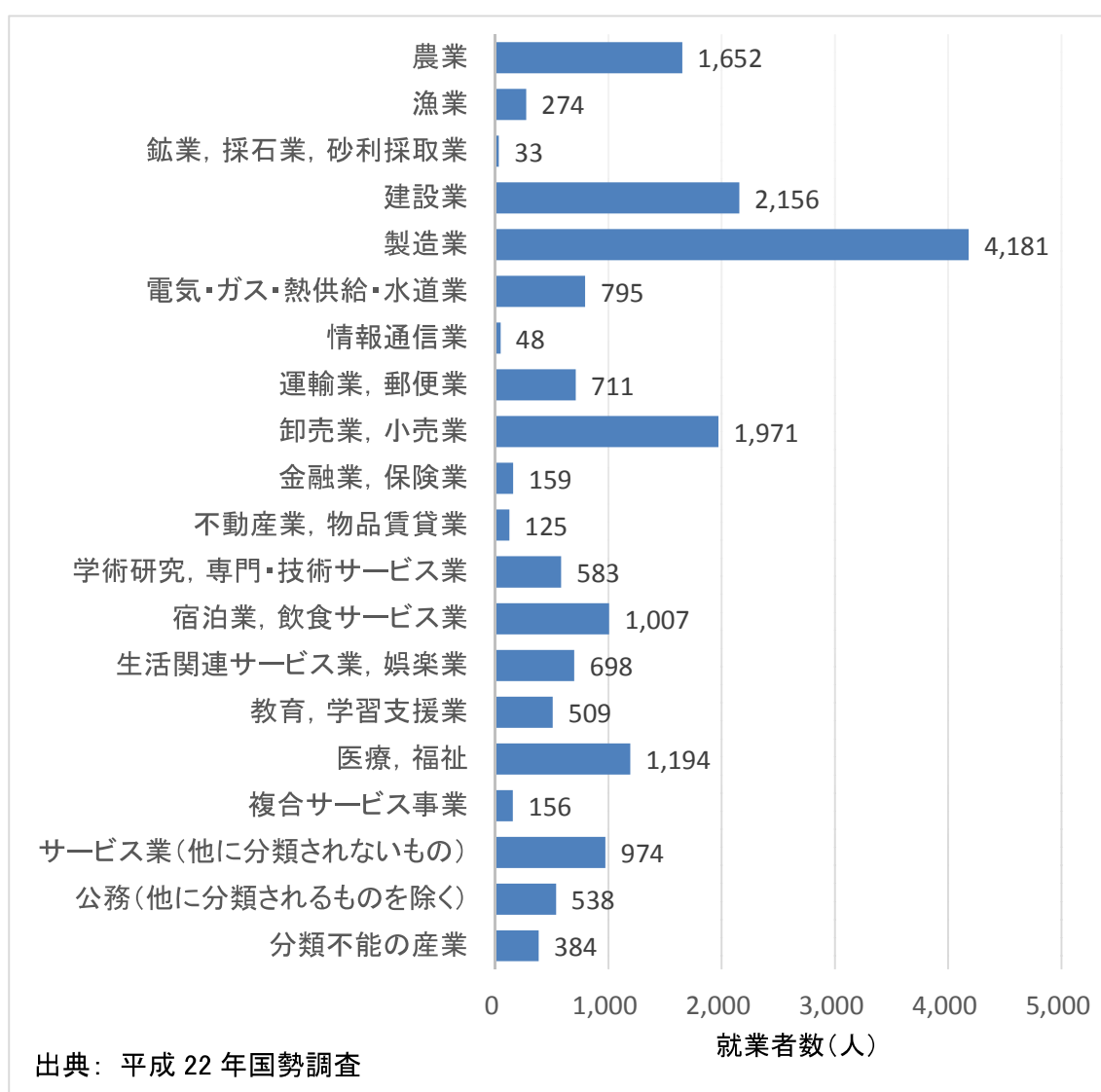
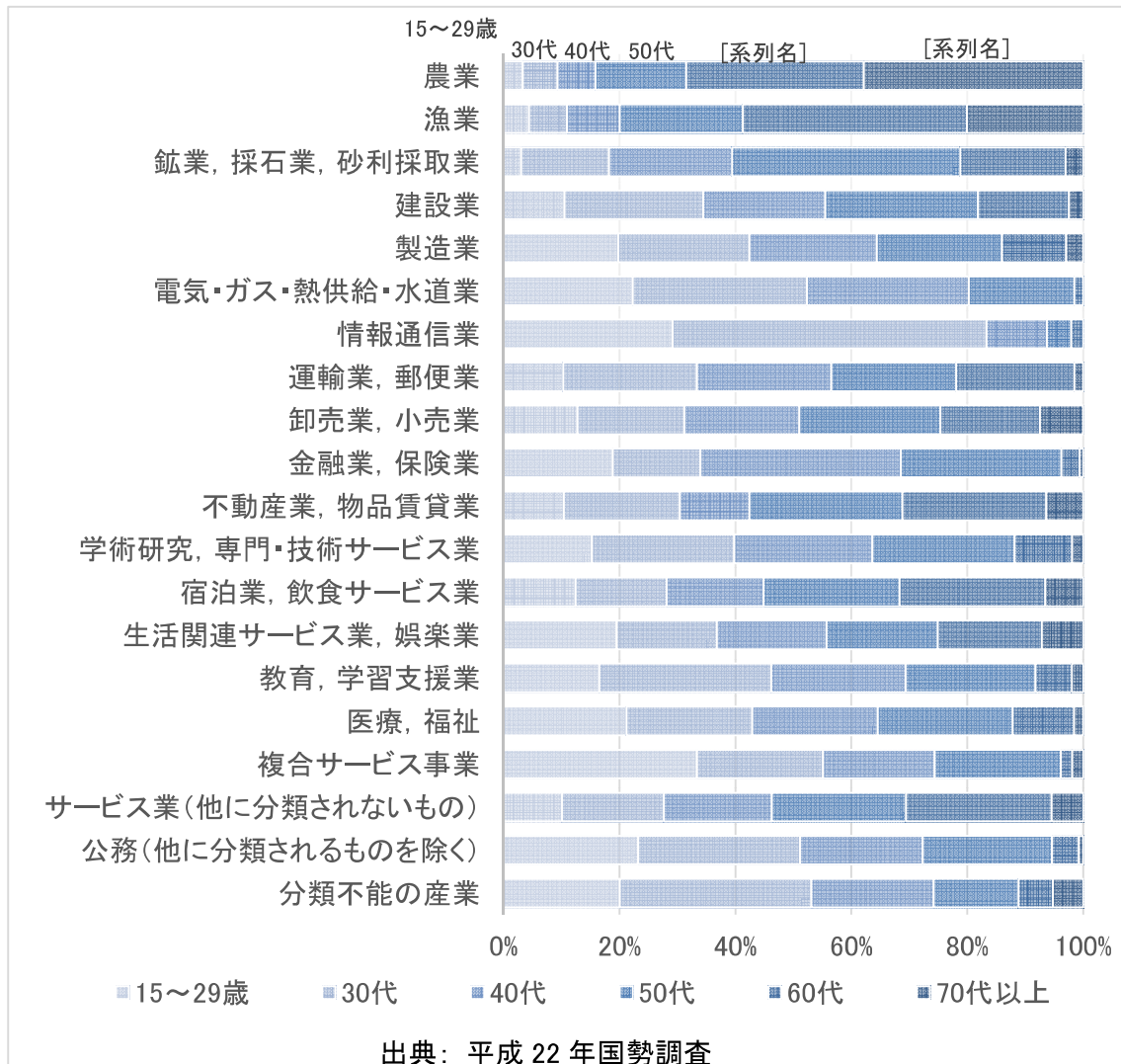


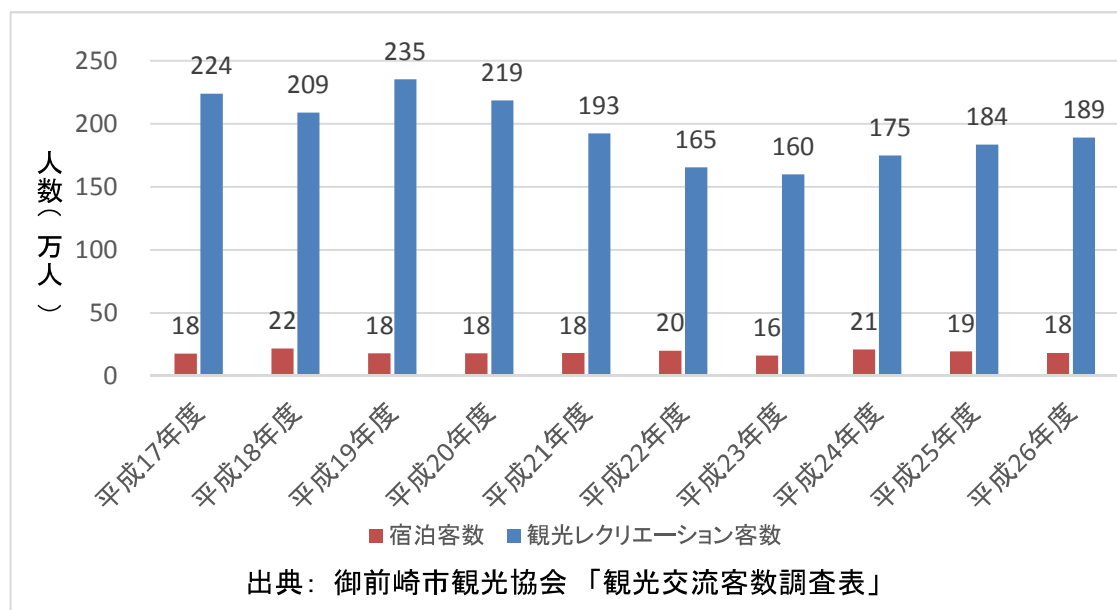
図 15 従業地における産業別就業者の年齢区分割合



⑥ 観光・交流

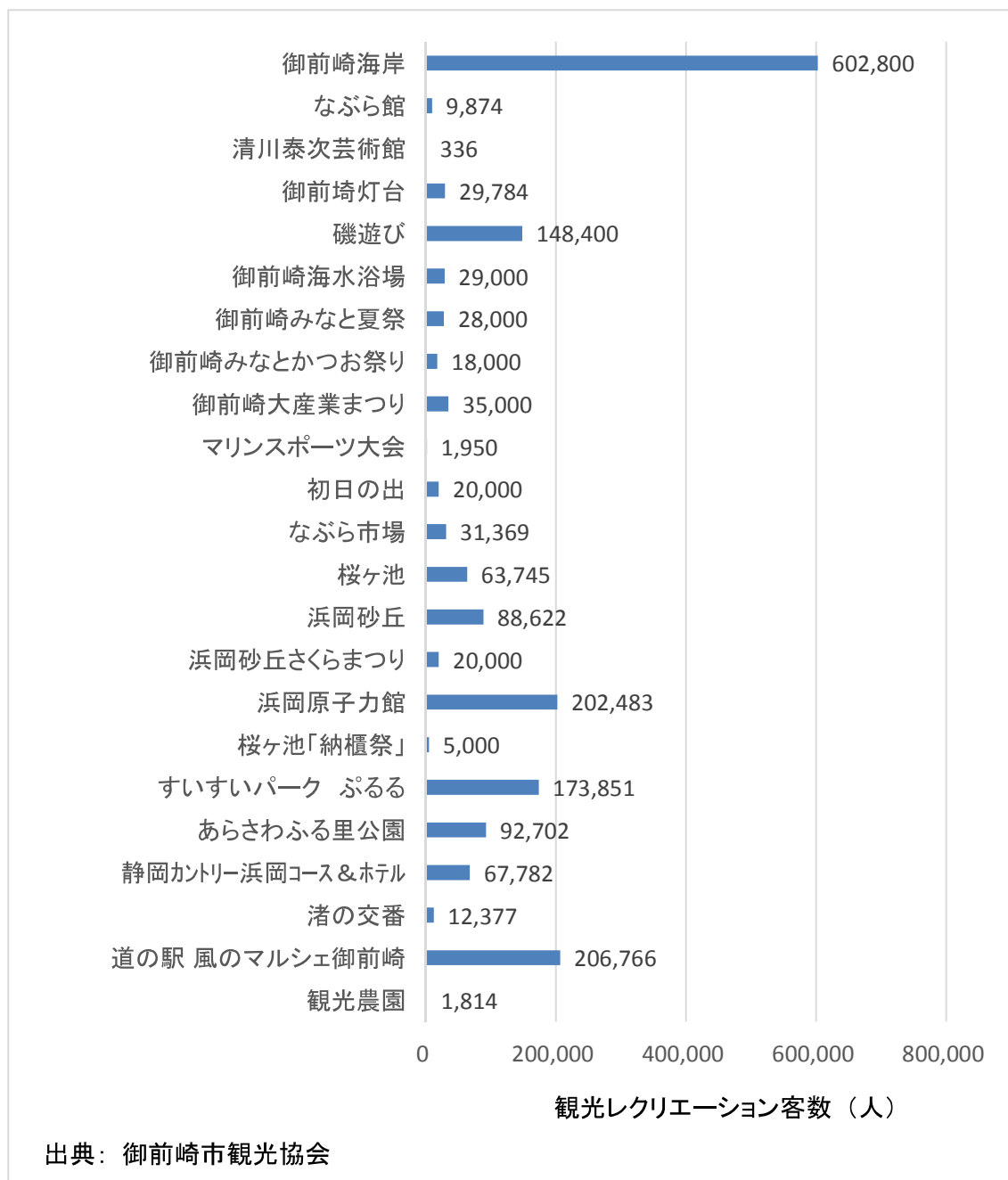
- ・ 観光交流客数⁶について、平成 19(2007)年には宿泊客数と観光レクリエーション客数を合わせて約 253 万人が本市を訪れていました。平成 23(2011)年には約 176 万人まで減少したものの、その後は増加傾向にあります。(図 16)
- ・ 主な観光地点別にみると、御前崎海岸に最も多くの人を訪れており、主要な観光資源であるといえます。(図 17)

図 16 観光交流客数の推移



⁶ 各地域を訪れた観光客の延べ人数。旅館やホテルなどへの宿泊客数と、観光施設やイベントなどへの入場者・参加者である観光レクリエーション客数の合計値。

図 17 主な観光地点への観光レクリエーション客数（平成 26 年度）



⑦ 公共交通

- 本市の主要な公共交通機関の一つである路線バスについては、民間事業者が運営する菊川浜岡線、掛川大東浜岡線、自主運行バス⁷である御前崎市内線、相良御前崎線、相良浜岡線ともに利用人数が年々減少傾向にあります。(図 18・19)

図 18 民間事業者運行バス利用人数の推移

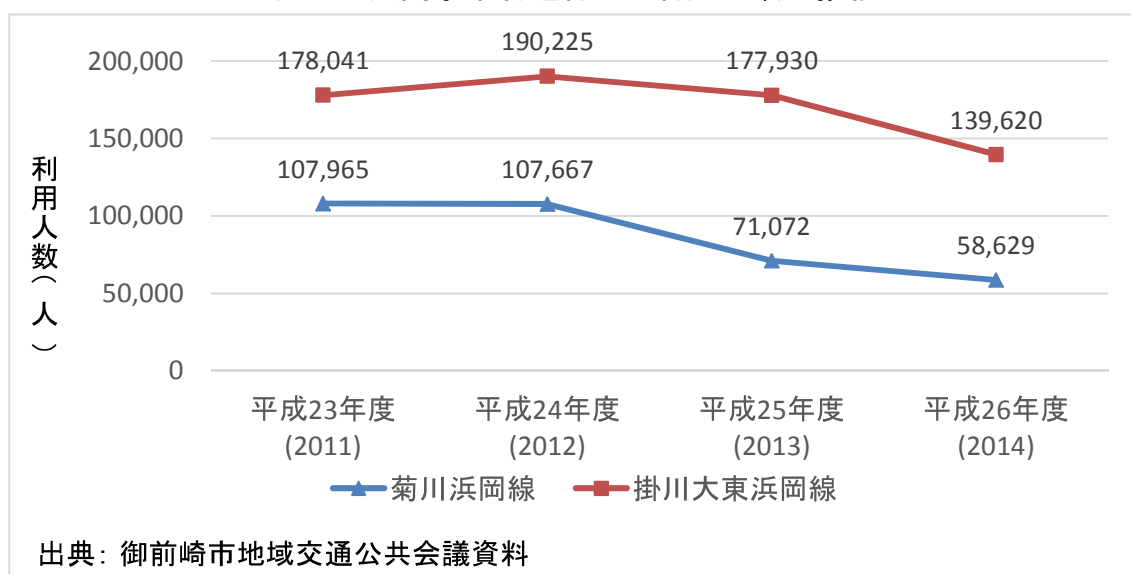
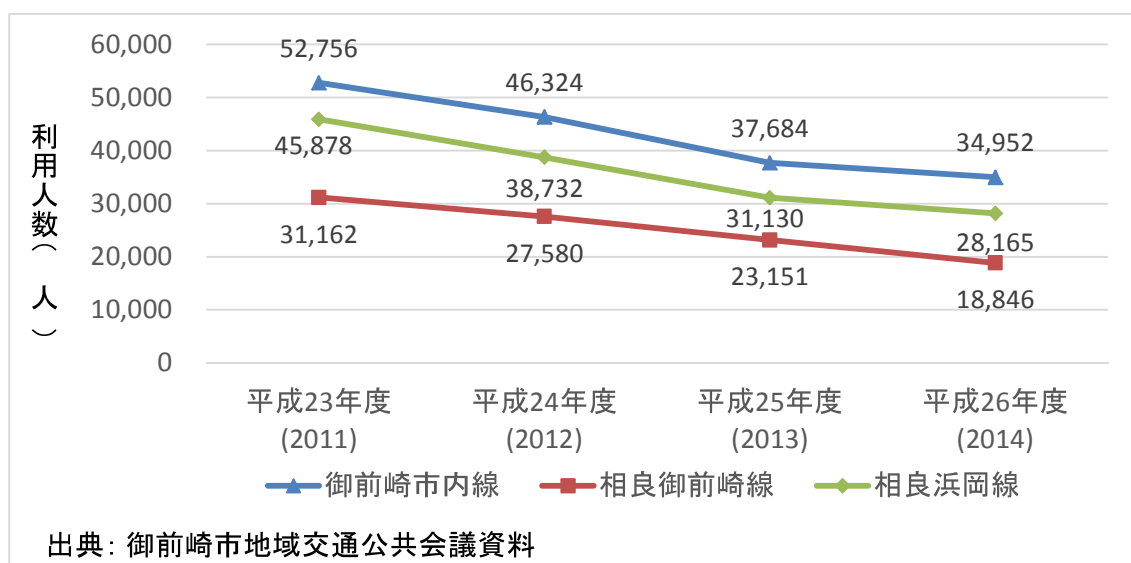


図 19 自主運行バス利用人数の推移

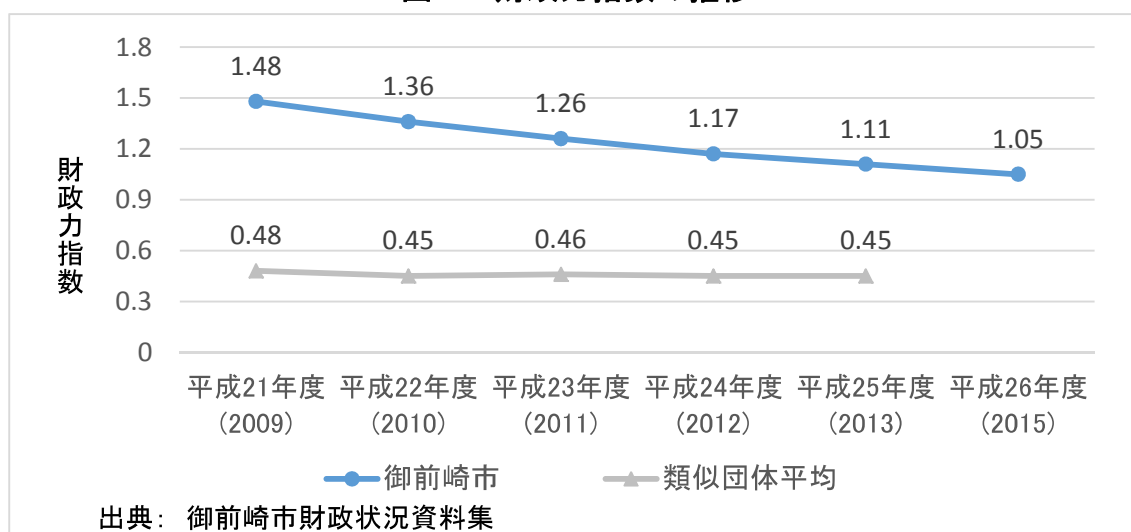


⁷ 採算性などの理由から民間バス事業者では運行が困難な路線について、市が費用を負担し、事業者に委託して運行しているバスのこと。

⑧ 財政

- ・ 財政については、類似団体⁸と比べて健全な状態であるといえます。財政力指数（図 20）、経常収支比率（図 21）、実質公債費比率（図 22）は、すべて類似団体よりも良好な状態です。
- ・ 今後は人口減少や高齢化の進展にともない、税収の減少や福祉関係にかかる扶助費⁹などの増加が予想されるため、歳出削減に努めるとともに、企業誘致や産業振興策を通じて財政基盤の強化を図ることが必要となります。

図 20 財政力指数の推移

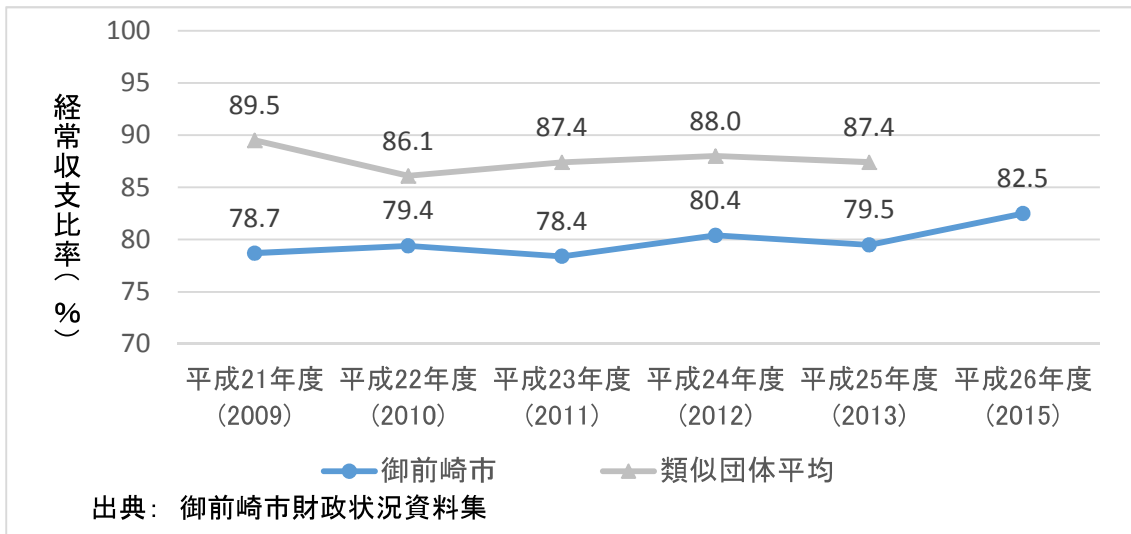


財政力指数とは、地方自治体が、年間の予算をどの程度自主財源で賄えるかを表す指数。この値が高いほど財源に余裕があるといえる。なお、1.0を上回れば国から普通地方交付税の交付を受けない。

⁸ 人口および産業構造などにより全国の市町村を分類した際に、同じグループに属する団体のこと。

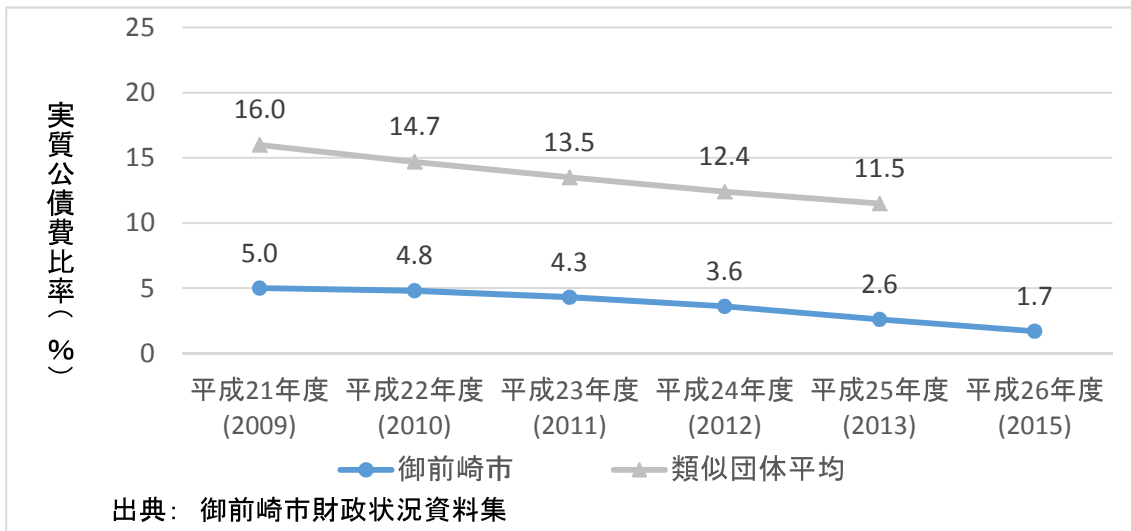
⁹ 国や地方自治体が社会保障制度の一環として行う支援にかかる経費。生活保護費や児童手当などが該当する。

図 21 経常収支比率の推移



経常収支比率とは、地方自治体の収入に占める経常的な支出の比率（人件費や借入金の返済など）。この値が低いほど独自の政策に使えるお金が多くあることを示している。

図 22 実質公債費比率の推移



実質公債費比率とは地方自治体の収入に占める借金の比率。この値が低いほど財政が安定しているといえる。

2 将来人口の推計と分析

① 将来人口の推計

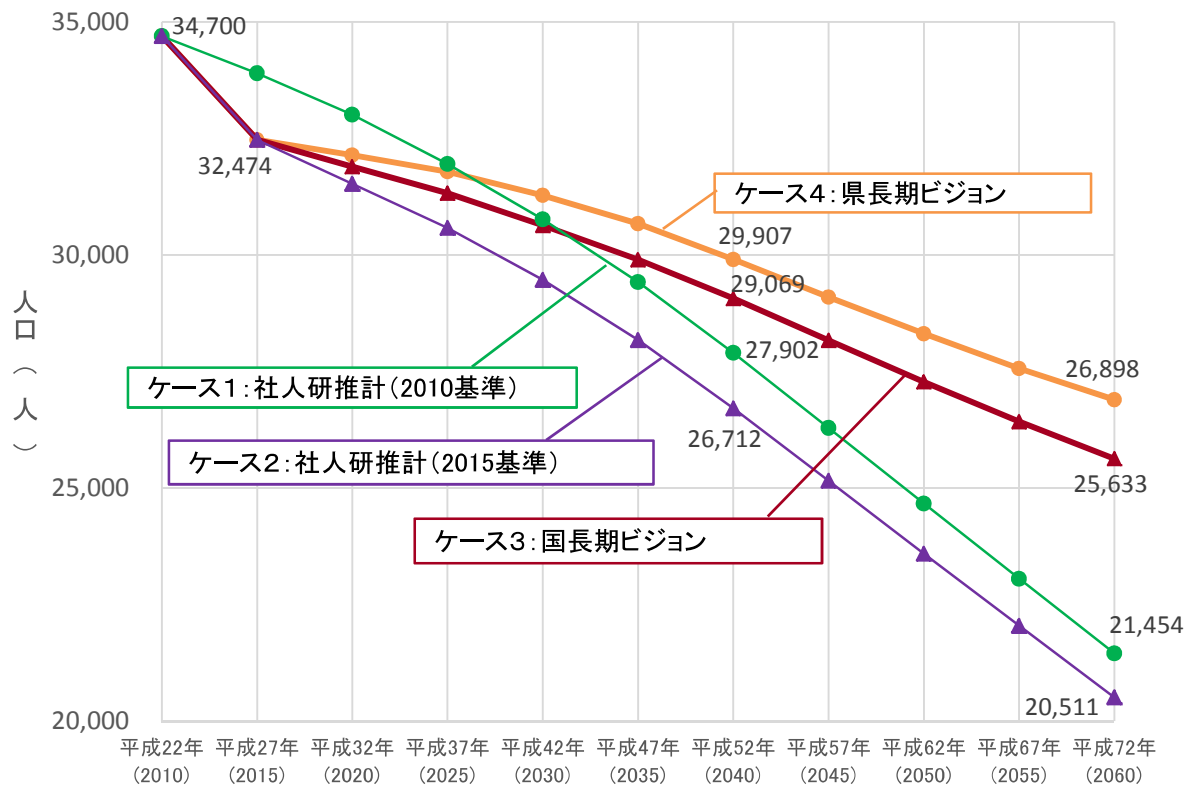
- ・国から提供された社人研による推計値やワークシートなどを用いて、社会移動や出生率などの前提を変えた複数のケースで本市の将来人口を推計しました。推計には男女別5歳階級別人口の実移動状況、出生率、出生時の性別比率、生存率の設定に基づくコーホート法¹⁰を用いています。なおケース1を除いて、国勢調査と住民基本台帳とのかい離を考慮し、平成 27(2015)年の人 3 万 2474 人¹¹としています。(図 23)
- ・ケース1の平成 22(2010)年基準の社人研推計によると、平成 52(2040)年の人口は 2 万 7902 人となり、平成 72(2060)年に 2 万 1454 人まで減少します。
- ・ケース2の平成 27(2015)年基準の社人研推計の場合、平成 52(2040)年に 2 万 6712 人、平成 72(2060)年 2 万 511 人となります。
- ・ケース3の国の長期ビジョンと同様に、出生率が平成 42(2030)年に 1.8、平成 52(2040)年に 2.07 に回復し、平成 52(2040)年に社会移動の均衡が実現した場合には、平成 52(2040)年 2 万 9069 人、平成 72(2060)年に 2 万 5633 人となります。
- ・ケース4の県の長期ビジョンと同様に、平成 32(2020)年に出生率 2.07 に回復し、さらに社会移動が均衡した場合、平成 52(2040)年に 2 万 9907 人、平成 72(2060)年に 2 万 6898 人となります。

ケース	前提条件
ケース1：社人研推計の傾向が継続 (2010 年基準)	出生率、社会移動ともに社人研推計のまま回復しない (2010 年国勢調査の人口を基準に推計)
ケース2：社人研推計の傾向が継続 (2015 年基準)	出生率、社会移動ともに社人研推計のまま回復しない (2015 年国勢調査の人口を 3 万 2474 人と推計)
ケース3：国の長期ビジョンを参考	出生率：1.8(2030 年)、2.07(2040 年)に回復 社会移動：2020 年に移動均衡を実現
ケース4：県の長期ビジョンを参考	出生率：2.07(2020 年)に回復 社会移動：2020 年に移動均衡を実現

¹⁰ 特定の年(期間)に生まれた集団を「コーホート」といい、その集団の一定期間における人口変化をもとに将来人口を推計する方法。ここでは男女別に5歳ごとの集団(コーホート)の移動実績や、出生率などを設定して算出している。

¹¹ 平成 22(2010)年の国勢調査総人口は同年3月末の住民基本台帳総人口 3 万 6154 人の 95.98%にあたる 3 万 4700 人であった。そこで平成 27(2015)年の人口についても、同年3月末の住民基本台帳総人口 3 万 3835 人の 95.98%にあたる 3 万 2474 人とし、ケース2からケース4までの基準とした。

図 23 将来人口推計のシミュレーション



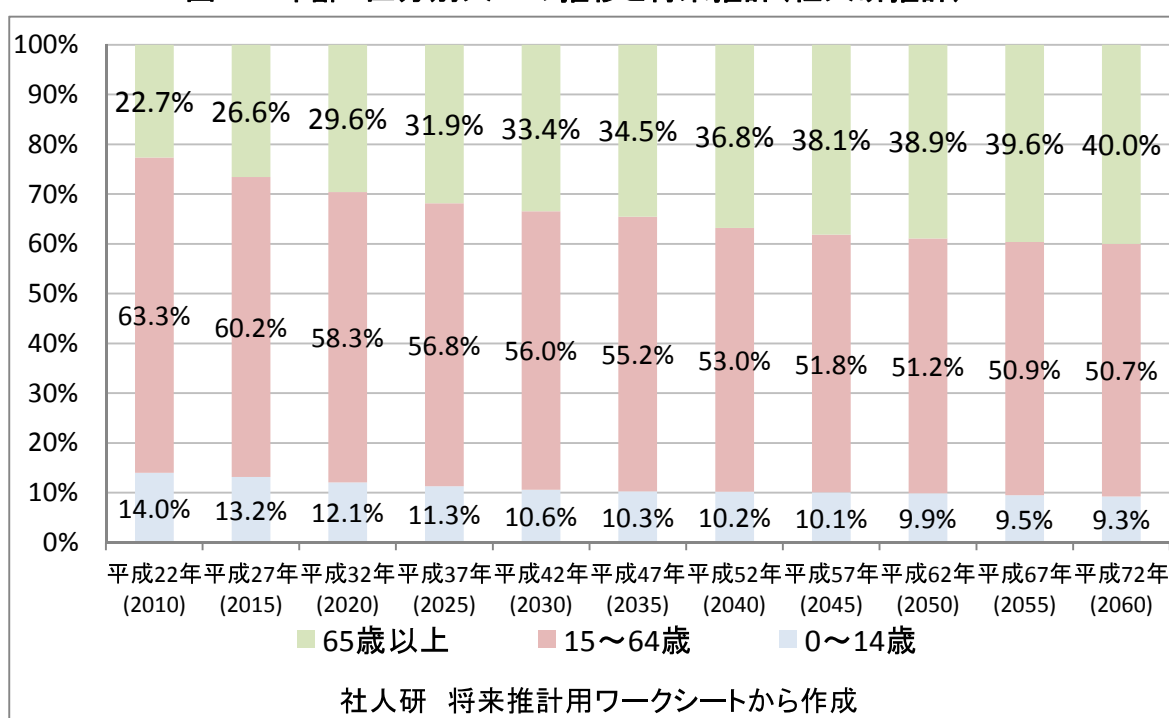
	平成 22 (2010)年	平成 27 (2015)年	平成 32 (2020)年	平成 37 (2025)年	平成 42 (2030)年	平成 47 (2035)年	平成 52 (2040)年	平成 57 (2045)年	平成 62 (2050)年	平成 67 (2055)年	平成 72 (2060)年
ケース1 社人研推計 (2010 基準)	34,700	33,903	33,013	31,957	30,767	29,421	27,902	26,293	24,669	23,054	21,454
ケース2 社人研推計 (2015 基準)	34,700	32,474	31,532	30,586	29,468	28,179	26,712	25,158	23,595	22,045	20,511
ケース3 国長期ビジョン	34,700	32,474	31,898	31,331	30,637	29,901	29,069	28,171	27,281	26,426	25,633
ケース4 県長期ビジョン	34,700	32,474	32,145	31,790	31,283	30,674	29,907	29,098	28,313	27,568	26,898

社人研 将来推計用ワークシートから作成(単位:人)

② 年齢区分別の将来人口の推移

- ・ 社人研の推計によると、少子化と高齢化が進むなかで人口構造が大きく変化します。年齢3区分別の人口¹²の推計をみると、平成 22(2010)年の国勢調査では、年少人口 14.0%、生産年齢人口 63.3%、老年人口 22.7%でしたが、平成 22(2010)年を基準とした社人研の将来推計人口では、平成 52(2040)年の人口構成は年少人口 10.2%、生産年齢人口 53.0%、老年人口 36.8%となっています。さらに平成 72(2060)年には老年人口が 40%に達する見込みです。(図 24)

図 24 年齢3区分別人口の推移と将来推計(社人研推計)



¹² 15歳未満人口(年少人口)、15歳以上65歳未満人口(生産年齢人口)、65歳以上人口(老年人口)のこと。

③ 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度

- ・ 平成 52(2040)年の将来人口に及ぼす自然増減と社会増減の影響度について、県内の市町を分析しました。
- ・ 本市はいずれも「2」に分類されており、影響は比較的軽度となっています。引き続き自然減、社会減の両方についての対策にバランスよく取り組んでいくことが必要となります。(図 25)

図 25 自然増減と社会増減の影響度(将来)

		自然増減の影響度(2040 年)					
		1	2	3	4	5	総計
社会増減 の影響度 (2040 年)	1		吉田町、長泉町、袋井市、御殿場市				4 (11.4%)
	2		裾野市、菊川市、磐田市、 御前崎市 、河津町、南伊豆町、掛川市	湖西市、伊豆の国市、松崎町、函南町、清水町、静岡市、森町、浜松市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、焼津市、藤枝市	熱海市		23 (65.7%)
	3		小山町	川根本町、伊豆市、沼津市、東伊豆町、牧之原市、下田市			7 (20%)
	4			西伊豆町			1 (2.9%)
	5						
	総計		12 (34.3%)	22 (62.9%)	1 (2.9%)		35 (100%)

出典：RESAS(地域経済分析システム)、社人研「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部が作成

自然増減の影響度：出生率が 2.1(人口置換水準)まで回復した場合の平成 52(2040)年の総人口／社人研推計の平成 52(2040)年の総人口の数値に応じて次の5段階に整理。「1」=100%未満、「2」=100～105%、「3」=105～110%、「4」=110～115%、「5」=115%以上。

社会増減の影響度：出生率が 2.1 まで回復し、かつ人口移動が均衡した場合の平成 52(2040)年の総人口／出生率が 2.1 まで回復した場合の平成 52(2040)年の総人口の数値に応じて次の5段階に整理。「1」=100%未満、「2」=100～110%、「3」=110～120%、「4」=120～130%、「5」=130%以上。

3 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

① 地域経済に与える影響

- ・ 生産年齢人口の減少によって、地域産業における人材不足が大きな課題です。特に第一次産業における担い手不足がより深刻化し、耕作放棄地の増加などの影響が懸念されることから、就労しやすい環境整備が必要です。
- ・ 人材不足に加え、人口減少によって地域の市場が縮小すると、本市に立地する企業が流出することにもつながり、働く場所の減少が懸念されます。そのため既存企業の振興を図るとともに、新たな創業を促すことが求められます。
- ・ バスの利用者が減少することで、現行の公共交通体系が維持できなくなる可能性があります。利用者のニーズや実態に合わせた運行形態の検討が求められています。

② 地域コミュニティに与える影響

- ・ 少子化の進展により幼稚園・保育園・認定こども園・学校の見直しが必要となり、さらにこれら施設を介した地域コミュニティのあり方に影響を与えることが想定されます。
- ・ 高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者世帯が増加することで、地域コミュニティの担い手が不足し、近隣世帯間のコミュニケーションの希薄化が進む可能性があります。また、災害など緊急時における自助・共助能力の低下が懸念されます。市民協働や移住定住の促進など、地域コミュニティを維持する取り組みが必要です。

③ 社会保障に与える影響

- ・ 老年人口の増加により、社会保障などの負担が増加することが予想されます。
- ・ 人材不足によって医療・福祉分野におけるサービスの量や質の低下により、さらなる転出につながることを懸念されます。医療体制を確立するとともに、健康づくりを促す環境を整えることが求められます。

④ 財政に与える影響

- ・ 生産年齢人口が減少し、個人市民税などの減収が予想される一方、道路や橋梁などの社会基盤、公民館や学校など公共施設の老朽化が進み、メンテナンスなどの費用が増加することが予想されます。将来世代へ負担をかけないように、公共施設の効率的な維持管理を進めるなど、財政の安定的な運用が必要となります。

第2章 人口の将来展望

1 将来展望についての調査・分析

結婚・出産・子育てや移住に関する希望の実現と課題の解決のため、出会いや雇用の場を創出し、さらに子育てのしやすい魅力ある暮らしを提供します。

- ・ 結婚や出産について、静岡県「少子化対策に関する県民意識調査」¹³(平成 26 年 8 月)によると、8 割以上の若者が結婚を希望し、既婚者が理想とする子どもの数は 2.43 人、予定する子どもの数は 2.01 人となっています。
- ・ 一方で、2015 年版「少子化対策白書」¹⁴では、恋人がいない未婚者の 60.8% が「恋人がほしい」と思っているものの、「出会いの場がない」と感じている人が 55.5% います。
- ・ 地元への就職について、「2016 年卒 マイナビ大学生 Uターン・地元就職に関する調査」¹⁵(平成 27 年 4 月)によると、地元就職を希望しない理由は「都会の方が便利だから」が 40.0% と最も多く、次いで「志望する企業がないから」と 35.7% が回答しています。
- ・ 一方で、実現すれば地元就職するかもしれない点について、「働きたいと思うような企業が多くできる」が 50.0%、「給料がよい就職先が多くできる」が 34.0%、「志望する職種に就けるようになる」が 30.5%、「志望する企業の支社や研究所ができる」が 30.3% で高い割合となっており、魅力ある就職先を創出することが地元就職を促す上で重要となっています。
- ・ さらに、厚生労働省「人口減少社会に関する意識調査」¹⁶(平成 27 年 10 月 27 日)によると、若者世代が出産・子育てにより前向きになるために必要なこと、大事だと思うことについて、「とても必要、大事」と回答した割合をみると、「安

¹³ 子どもを持つことや結婚に対する意識、子育て環境の実情などについて、20 歳から 49 歳までの男女 3,000 人を対象に静岡県が実施した調査。全国との比較を通じて県の特徴を明らかにし、「ふじさんっこ応援プラン」策定の基礎資料を得ることなどを目的としている。

¹⁴ 少子化の状況、および少子化に対処するための施策の概況を記載した報告書。政府が毎年国会に提出することが法律で規定されている。

¹⁵ 就職情報サイトなどを運営する株式会社マイナビが、2016 年 3 月大学卒業予定者を対象に実施した大学生の Uターン・地元就職に対する意識調査。(回答数 7,058 人)

¹⁶ 平成 27 年 3 月に実施。全国を 8 ブロックに分け、15 歳から 79 歳までの男女 3,000 人を対象に、子育てや親世代との同居、近所付き合いや移住などに関して調査している。

定した雇用と収入」が 72.4%と最も多く、次いで「安心して保育サービスが利用できること」が 47.7%、「安心できる出産・小児医療の体制確保」が 46.4%となっています。また、地方に移住してもよいと思う条件については、「買い物、医療などの日常生活基盤が確保されている」が 51.6%と最も多く、次いで「希望する仕事が確保できる」が 50.3%、「居住に必要な家屋や土地が安く得られる」が 42.5%となっています。

2 目指すべき将来の方向性

① 安定した雇用の維持・創出

生活の基盤となる働く場所を確保するため、地域資源を活用した農水産業の振興や、電源地域の優位性を生かした企業誘致や創業支援を進めます。また、女性の雇用機会のさらなる創出など、魅力ある働く場所をつくります。

② 新しい人の流れをつくる（社会移動の均衡）

転出による人口減少を緩和するため、定住化を促進するとともに、進学などで転出した若者や新たな人材が転入しやすいような環境づくりを進めます。

また、マリンスポーツが楽しめる海岸や温暖な気候、豊かな自然のなかで育まれた魚介類や農産物など、郷土の良さを生かした交流人口の拡大を目指します。

③ 安心して結婚・出産・子育てができる環境整備（出生率の向上）

若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現するため、経済的な支援や体制の整備を通じて出生率の向上を目指します。また、行政と地域が一体となって子どもを育み、健やかな成長を実現できるまちをつくります。

3 人口の将来展望（御前崎市人口ビジョン）

① 総人口

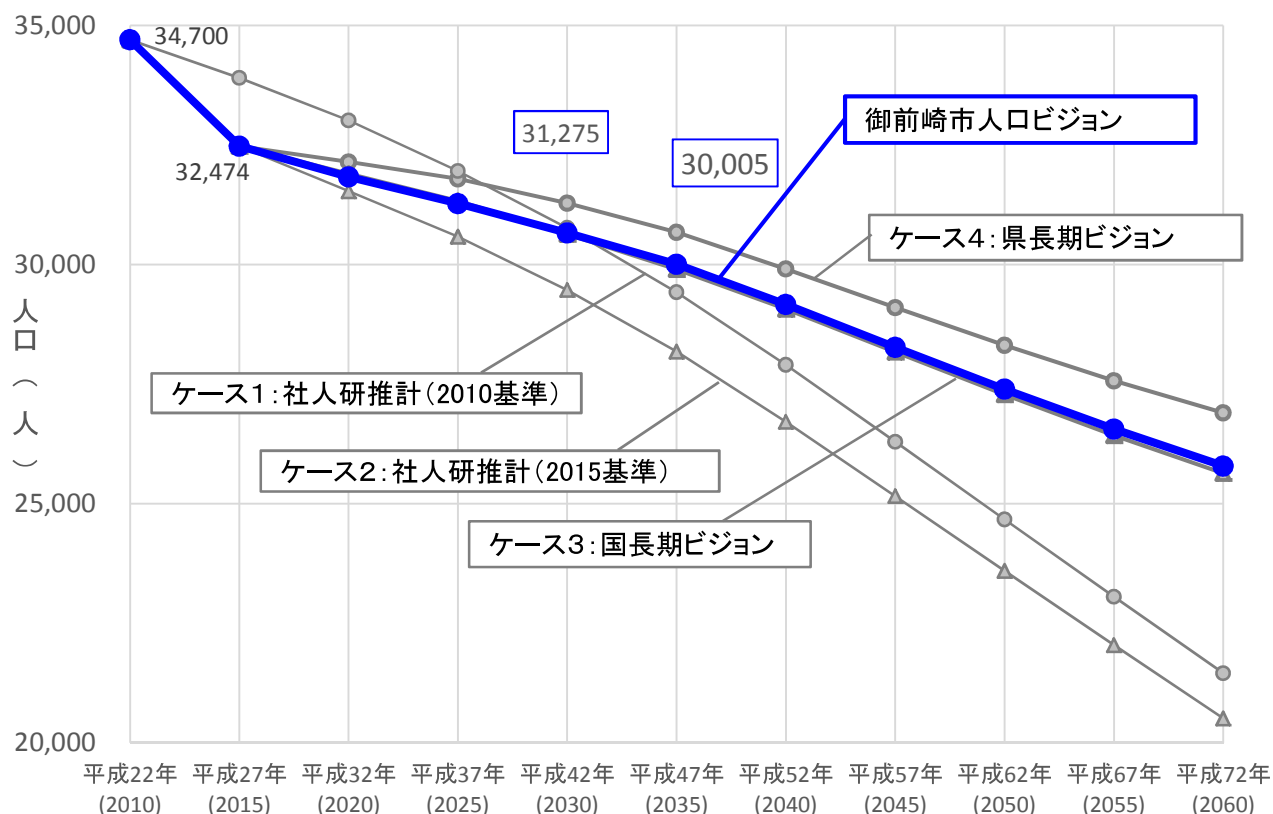
- 第2次御前崎市総合計画に掲げる将来都市像「子どもたちの 夢と希望があふれるまち 御前崎」を実現するため、本市における将来の人口と出生率の目標を次のように定めます。

<御前崎市人口ビジョン>

目標年次	平成 37(2025)年	平成 47(2035)年
人 口	31,275 人	30,005 人
出生率	1.8	2.07

- ・ 御前崎市人口ビジョンでは平成 47(2035)年時点の目標人口を 3 万 5 人と設定します。出生率は徐々に回復し、平成 37(2025)年に 1.8、平成 47(2035)年に 2.07 を目指します。また、平成 37(2025)年には人口の社会移動の均衡(転入と転出をプラスマイナスゼロとする)を実現します。(図 26)

図 26 御前崎市人口の将来的な推移(御前崎市人口ビジョン)



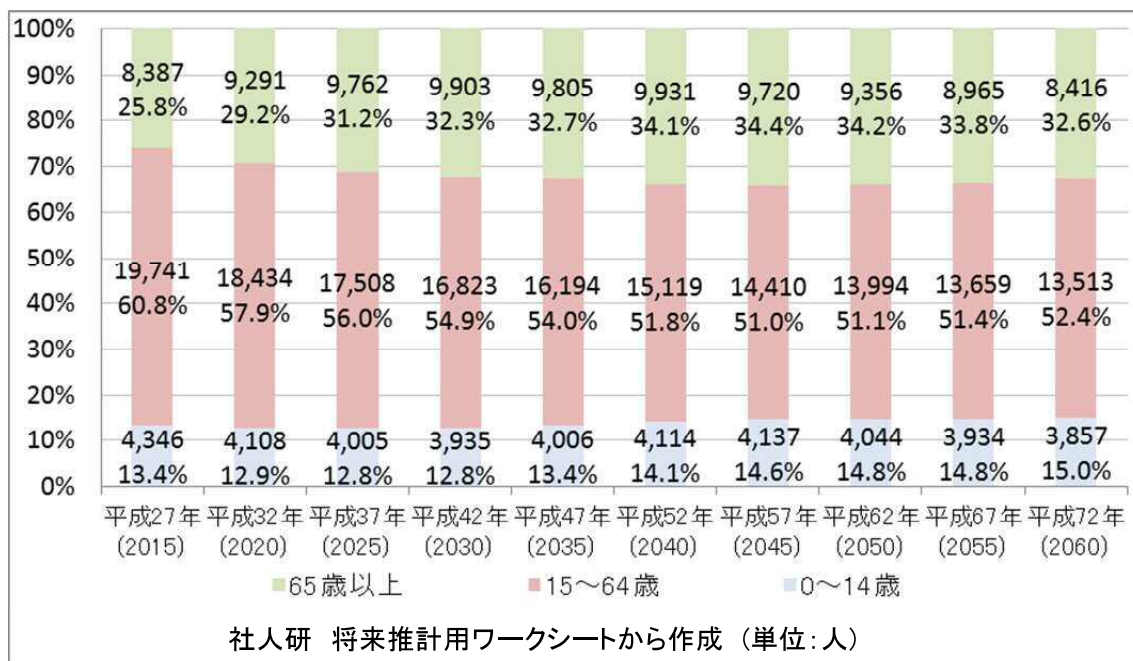
	平成 22 (2010)年	平成 27 (2015)年	平成 32 (2020)年	平成 37 (2025)年	平成 42 (2030)年	平成 47 (2035)年	平成 52 (2040)年	平成 57 (2045)年	平成 62 (2050)年	平成 67 (2055)年	平成 72 (2060)年
御前崎市 人口ビジョン	34,700	32,474	31,833	31,275	30,661	30,005	29,164	28,267	27,394	26,558	25,786

社人研 将来推計用ワークシートから作成(単位:人)

② 年齢区分別人口

- ・ 御前崎市人口ビジョンを実現した場合には、平成 37(2025)年の人口構成は年少人口 12.8%、生産年齢人口 56.0%、老年人口 31.2%となります。(図 27)
- ・ 人口ビジョンの計画終了年次である平成 72(2060)年には年少人口 15.0%、生産年齢人口 52.4%、老年人口 32.6%となります。

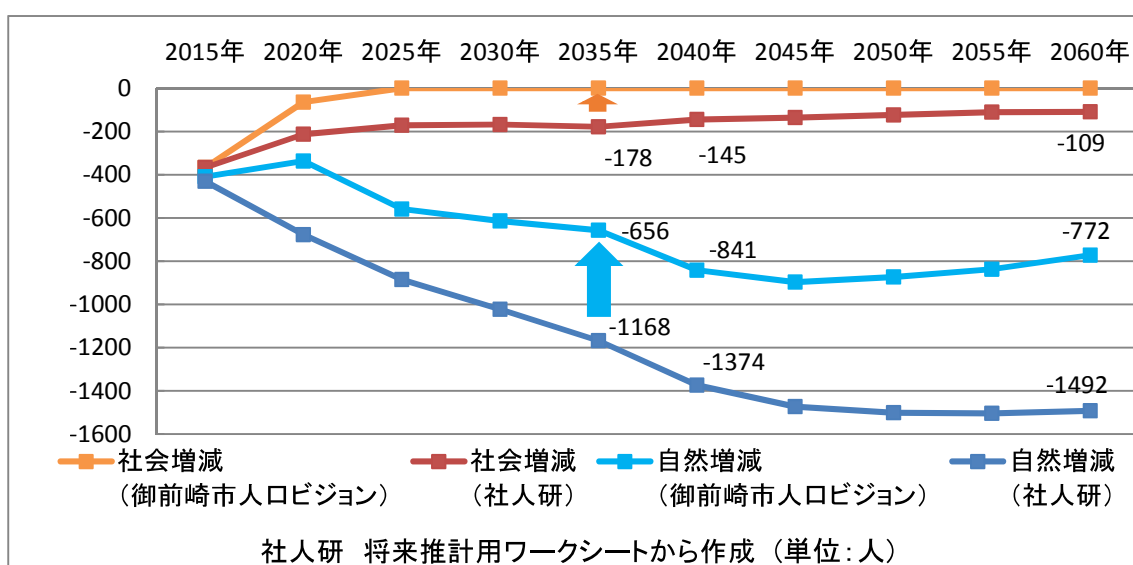
図 27 年齢3区分別人口の推移と将来推計(御前崎市人口ビジョン)



③ 自然増減と社会増減

御前崎市人口ビジョンを実現した場合には、社会増減は移動が均衡するためゼロとなり、自然減は平成 47(2035)年には-656 人、平成 52(2040)年には-841 人、平成 72(2060)年には-772 人まで回復します。(図 28)

図 28 自然および及び社会増減の影響



第2編 御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 総合戦略の概略

1 総合戦略の位置づけ

本戦略は、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則¹⁷、4つの基本目標を勘案しながら、本市における人口減少や地域経済の縮小などの課題を克服し、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すものです。

また、平成28年度から始まる第2次御前崎市総合計画を最上位計画とし、有機的な連携を図るとともに、そのなかで掲げた将来都市像「子どもたちの夢と希望がふれるまち 御前崎」の実現に向けて推進するものです。

国が掲げる4つの基本目標

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

2020年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出 / 若い世代における正規雇用労働者の割合の向上 / 女性就業率の向上

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

第1子出産前後の女性の就業率の向上 / 結婚希望実績指標の向上 / 夫婦子ども数予定実績指標の向上

基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する

¹⁷ 人口減少克服・地方創生を実現するために国が掲げた5つの原則。①自立性、②将来性、③地域性、④直接性、⑤結果重視を指し、この政策原則に基づいて施策が展開される。

御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

基本目標	重点施策
1 働く場所がたくさんあるまちづくり	(1)地域資源を活用した農水産業の振興 (2)電源地域の優位性に着目した企業誘致の推進 (3)創業支援体制の充実
2 来てよし住んでよしのまちづくり	(1)御前崎の魅力発信 (2)マリンスポーツを核とした体験型観光の推進 (3)にぎわい(観光拠点)創出 (4)移住定住の促進
3 安心して出産・子育てができるまちづくり	(1)出産・子育てに関する経済的支援の充実 (2)育児支援体制の充実 (3)スクラム・スクール・プランによる教育力の向上 (4)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
4 いまあるひと・ものを活用した安全・安心なまちづくり	(1)心身ともに健康なひとづくり (2)公共施設マネジメントの推進 (3)安全・安心な地域づくりの推進 (4)地域連携の推進

2 総合戦略の対象期間

戦略の期間は、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 年間とします。

3 総合戦略の評価・検証

本戦略においては、4つの基本目標ごとに5年後に実現すべき成果の数値目標を掲げています。そして基本目標ごとに、基本的方向、具体的な施策、各施策の効果を客観的に検証できる指標(重要業績評価指標(KPI)¹⁸)を設定し、PDCAサイクル¹⁹による評価・検証を行うことで効果的な取り組みを推進します。

また、第 2 次御前崎市総合計画と合わせて評価・検証を行います。

¹⁸ 目標の達成度合いを計る定量的な指標。目標に向かって業務を進める際に「何をもって進捗とするのか」を定義するために設定される尺度。(KPI: Key Performance Indicator)

¹⁹ 目的を達成するために Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(改善して実行)の順で業務に取り組むこと。この4段階をサイクルとして回すことで、継続的な業務改善につながっていく。

4 総合戦略策定の進め方について

本戦略は、第2次御前崎市総合計画の策定における会議やアンケート結果とともに、市議会からの意見や、各分野の専門家へのヒアリング、産・官・学・金・労・言²⁰などの各分野で構成する「御前崎市まち・ひと・しごと創生有識者会議」で寄せられた意見をもとに策定を進めました。

²⁰ 産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディアのこと。地方版総合戦略においては、これらの関係者で構成する推進組織で方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されることが重要とされる。

第2章 具体的な施策

1 働く場所がたくさんあるまちづくり

【基本目標】

御前崎市における安定した雇用を維持・創出します。

重要業績指標(KPI)	基準値 (H26)	目標値 (H31)
新規就農・就業者数	15 人 (※ 1)	5 年間で 5 人
新規立地企業件数	2 件 (※ 2)	5 年間で 2 件
既存企業増設件数	6 件 (※ 3)	5 年間で 5 件
創業件数	0 件	5 年間で 15 件

※ 1 平成 16 年 4 月の合併後の新規就農者数の実数を累計した値。

※ 2 用地 1,000 ㎡を取得または賃貸借し新規立地したもの。

※ 3 企業立地奨励補助金に該当するもので新規立地を除いたもの。(平成 16～26 年度の実績値。)

【基本的方向】

(1) 地域資源を活用した農水産業の振興

- ・農水産業者の優れた技術を継承できる組織づくり、新しい技術の提案、補助金の活用など、就労しやすい環境を作り出すことにより、次世代の担い手の育成・確保を図ります。
- ・御前崎市の農水産物の魅力を全国に発信することで、地域ブランド化を推進します。また、他分野との連携による 6 次産業化の検討も行うことで、競争力を高め、従事者の所得および就労意欲の向上を図ります。

(2) 電源地域の優位性に着目した企業誘致の推進

安定した雇用の場の確保と商工業の持続的発展のために、既存企業の経営安定と成長支援を推進します。一方で、電源地域の優位性に着目した企業誘致も推進し、企業誘致支援制度の充実と周知に加え、工業用地の確保などを図ります。

(3) 創業支援体制の充実

地域雇用、地域資源の活用、人口増加につなげるため、中長期的に創業支援体制の構築に取り組み、地域に根差した創業者を増やすとともに、働く場の創出を目指します。

【具体的な施策と目標値】

分 類	具体的な施策	目標値(H31)
(1) 地域資源を活用した農水産業の振興 [農林水産課]	①未来の農業者・水産業者の育成と確保 農水産業者の優れた技術を継承できる組織づくり、新しい技術の提案、補助金の活用など、就労しやすい環境をつくり出すことにより、次代の担い手の育成・確保を図ります。	新規就農・就業者を5年間で5人(1人/年)増
	②つくり育てる漁業の推進 漁業経営の安定化のため、南駿河湾漁業協同組合や御前崎魚仲買人組合、静岡県温水利用研究センターなどと協力して、新たな栽培漁業の推進や沿岸域の漁場整備を支援します。 また、御前崎の多様で魅力ある水産物の水揚げを推進するため、御前崎魚市場へのかつお水揚げに対する補助金、水産物のブランド化の推進、「地の魚」の料理法開発などの事業を行います。	稚魚放流の種類数3種→4種 しずおか食セレクションにおける水産物ブランド認定数2件→3件 御前崎魚市場の水揚げ高5年間で2,000万円増
	③農業・漁業支援事業 農業、漁業を支援するため、未来の農家・漁師サロンを開催し、出された意見も参考にしながら、茶業を中心とする生産基盤強化と複合経営支援、耕作放棄地の拡大防止や漁場の環境整備、地域で支え合う体制づくりなどの支援事業を行います。	年5回のサロン開催
	④農水産物 PR 事業 インターネットウェブサイト「御前崎市のおいしい図鑑」を活用し、「御前崎つゆひかり」、「遠州夢咲牛」、「御前崎生かつお」などの農水産物を広く PR するために、農家や漁師からの意見を聞き取り、図鑑の内容の充実を図るための事業を行います。	5年後の「おいしい図鑑」HP のアクセス数12万件
(2) 電源地域の優位性に着目した企業誘致の推進 [商工観光課]	①企業に対する経済的支援の充実 設備資金などに対する利子補給制度(商工業振興資金・企業育成資金)により、企業の経営安定と経営規模拡大を支援します。また、原子力立地給付金など、電源地域ならではの手厚い経済的支援制度を RR することで企業誘致を推進します。	新規立地企業件数2件/5年 既存企業増設件数5件/5年

	②企業立地可能性調査の実施 すぐに立地可能な工業用地がなく企業立地が進まない現状を打開するため、企業誘致のための用地の確保調査を実施します。	
(3) 創業支援体制の充実 [商工観光課]	①ワンストップ創業相談窓口の設置 御前崎市商工会に窓口を設け、市内金融機関とも連携して、創業希望者の幅広いニーズに対応できる体制を整備し、周知を図ります。	創業相談者数 150 件／5 年 創業件数 15 件／5 年
	②創業セミナー開催 創業希望者の発掘、やる気起こしのため、創業セミナーを開催します。	
	③創業コミュニティスペースの設置 創業希望者の相談、打ち合わせの場を提供するコミュニティスペースを新設し、活用支援を行います。	
	④空き店舗対策事業 空き店舗情報発信・空き店舗を利用したインキュベーション事業（短期仮店舗開店）に取り組みます。	

2 来てよし住んでよしのまちづくり

【基本目標】

御前崎市への新しい人の流れをつくります。

重要業績指標(KPI)	基準値 (H26)	目標値 (H31)
観光交流客数	207 万 2000 人	217 万 4000 人
社会増減（転出超過）数	▲287 人	▲90 人（7 割減）

【基本的方向】

(1) 御前崎の魅力発信

御前崎市の魅力を戦略的、継続的に情報発信していくことにより、市民にはより一層地元へ愛着や誇りを持てるよう、市外の人には「知る」「訪れる」「住む」という過程へのきっかけとなるようにシティプロモーション²¹やふるさと納税の推進などに取り組めます。

(2) マリンスポーツを核とした体験型観光の推進

ウィンドサーフィンの聖地として有名な御前崎ロングビーチや、海水浴も楽しめるマリンパーク御前崎を中心に、マリンスポーツを核とした体験型観光を推進し、観光振興を図ります。

(3) にぎわい（観光拠点）創出

御前崎が持つ美しい景観や水辺環境を生かし、御前崎灯台や浜岡砂丘、里山地区の観光資源や御前崎港の整備・利活用を図ることで、にぎわい（観光拠点）を創出します。

(4) 移住定住の促進

人口の転出超過に歯止めをかけ、将来にわたる地域社会の活力を維持・伸長するために、住宅取得補助金などにより本市への定住化を推進します。補助事業においては、市内在住者に交付し、本市に永住してもらうことも重要ですが、今後受け入れ体制の整備など、移住者を増やすことも重視した施策を展開していきます。

²¹ 地域の魅力を市内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済の活性化につなげる活動。

【具体的な施策と目標値】

分 類	具体的な施策	目標値(H31)
(1) 御前崎の魅力発信	①シティプロモーションの推進[秘書政策課・商工観光課・農林水産課] ・市が目指すシティプロモーションの姿を明確にする計画を策定し、実行することで、交流人口の増加や定住を促進します。 ・市民や団体、企業などと魅力を再発見、再認識することで、市に対する愛着度を醸成し、市民をはじめとする市全体が一体的に魅力発信できるよう目指します。 ・現在の市のホームページを、市の魅力をより効果的にPRできるようにリニューアルします。	ブランド総合研究所・魅力度市町別ランキング 351 位→240 位 今後も御前崎市に住み続けたいと思う人の割合 75%→80%
	②ふるさと納税の推進[秘書政策課] ふるさと納税を推進することで歳入を増やすとともに、特産品を返礼品とすることで本市のPRを行い、市内経済の活性化を図ります。	返礼品件数 7000 件／年
	③ウミガメ保護の推進[社会教育課、環境下水道課] 本市と徳島県海部郡美波町、国指定天然記念物では全国2例の貴重な「ウミガメ及びその産卵地」の保護活動を継続的に実施することで、本市の魅力をPRします。	ウミガメ保護活動の認知度 70% 海岸清掃ボランティア数 490 人／年→670 人／年
(2) マリンスポーツを核とした体験型観光の推進[商工観光課]	①マリンパーク御前崎の整備 多目的海浜公園マリンパーク御前崎の有効活用と利用者増加のため、マリンスポーツはもとより、東京オリンピック追加種目にも採用されたスケートボードやスポーツクライミングなど、若者にも人気のあるスポーツができる施設を整備します。トレーニング、合宿地、大会利用による観光交流人口の増加により御前崎港のにぎわい創出にも寄与します。	整備完了後、平成 31 年度までに供用開始
	②御前崎の海の魅力のPR ウィンドサーフィンの聖地といわれる御前崎ロングビーチと海水浴やマリンスポーツ体験が楽しめるマリンパーク御前崎、外海と内海と2つの違う性格をもつ御前崎の海の魅力をPRします。	体験型観光交流客数 5 年間で 7 %増

	③マリンスポーツ大会運営補助金 選手やギャラリーの集客による観光事業として、運営に対して補助金を交付します。	
	④体験型観光のメニュー化 マリンスポーツを中心に御前崎でしか味わえないものを体験型観光として、関係する団体・地域と連携しながらメニュー化していきます。	
(3)にぎわい(観光拠点)創出[商工観光課、農林水産課]	①御前埼灯台周辺の整備 多目的トイレ、遊歩道、広場、案内看板など、灯台を中心とした施設整備を実施します。	灯台来場者数 5 年間で 7 % 増 (H31 年 3 万 6500 人 / 年)
	②浜岡砂丘や里山地区の観光資源の活用 浜岡砂丘やカワツザクラ、道の駅風のマルシェ(農業振興拠点施設)、あらさわふる里公園、七ツ山観光農園、桜ヶ池など御前埼灯台以外の観光資源の活用を図ります。	里山地区の観光客数 5 年間で 7 % 増 (50 万 4000 人 / 年)
	③客船誘致活動および港湾周辺にぎわい創出事業 クルーズ客船寄港などのイベントの開催、御前埼港貯木場の釣り堀などでの活用、大学の水産・海洋研究室の誘致、水生生物体験施設の整備などにより、平成 27 年 8 月に「みなとオアシス」に認定された御前埼港のにぎわい創出を図ります。	クルーズ客船などの寄港数 2 回(隻) / 年
(4)移住定住の促進[秘書政策課]	①住宅取得関係補助金事業 市内に新たに住宅を取得した個人に対し、補助金を交付します。	申請件数 80 件 / 年(うち市外からの転入者の申請 20 件)
	②移住定住促進計画の策定および推進 ・パンフレットやウェブサイトの作成、移住フェア・セミナーへの出展などを通じて移住希望者への情報発信を行います。 ・関係各課とも協議のうえ今後の移住定住施策の在り方を検討するとともに、移住希望者受け入れのための計画作成・体制整備を行います。	移住相談件数 20 件 / 年

3 安心して出産・子育てができるまちづくり

【基本目標】

若い世代が、安心して結婚・出産・子育てができるような体制整備を行います。

重要業績指標(KPI)	基準値 (H26)	目標値 (H31)
合計特殊出生率	1.72	1.76
子育てしやすいまちだと思う人の割合	56.3%	70.0%

【基本的方向】

(1) 出産・子育てに関する経済的支援の充実

出産奨励金支給、体操服等購入助成、子ども医療費助成、不妊治療助成、ママ安心タクシーなどの助成を行うことにより、出産・子育てに関する経済的支援の充実を図ります。

(2) 育児支援体制の充実

平成27年3月策定の「御前崎市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」に基づきながら、ファミリーサポートセンターや地域子育て支援センター、放課後児童クラブなど、地域で安心して子育てができる環境の充実を図ります。また、ホームページや子育て支援ガイドなどを充実させ、積極的に情報提供を行います。

(3) スクラム・スクール・プラン²²による教育力の向上

子どもの健全な成長は、園（幼稚園・保育園・認定こども園）・学校教育はもとより、家庭や地域がそれぞれの役割を理解し、責任を果たすことで図られています。そのため、本市では、相互の教育力を相乗的に高めるコミュニティ・スクールの御前崎版となる「スクラムスクール運営協議会²³」を推進していきます。また、子どもたちが主体的に地域との関わりを広げ、地域活動へ参画していく力を育成するため、地域や園・学校の連携を深めていきます。

²² 幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校を一つの学校ととらえ、「相互理解」「子ども観、教育観などの観の共有」を図り、とぎれない教育の実現を目指す取り組み。

²³ 保護者や地域の人々に、スクラム・スクール・プランについての理解の促進および地域を巻き込んだ教育の実現に向け話し合う組織。学識経験者、地域代表者、保護者代表者、園・学校長で構成される。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス²⁴）の実現

子育てしやすい環境づくりには、男女共同参画社会、特にワーク・ライフ・バランス実現の取り組みが重要だと考え、市民会議の開催などを通じて市内企業への啓発活動を推進します。

²⁴ 働くすべての人が、育児や介護、趣味、学習など、仕事以外の生活と仕事との調和をとり、両方を充実させる働き方・生き方のこと。

【具体的な施策と目標値】

分類	具体的な施策	目標値(H31)
(1) 出産・子育てに関する経済的支援の充実	① 出産奨励金支給事業[こども未来課] 少子化対策の一環として、第2子以降の子を出産した場合に奨励金を支給します。	適正処理（対象者全員に助成）
	② 体操服等購入助成事業[こども未来課] 小学生児童の体操服の買い替えや成長に応じた購入を助成します。	
	③ 子ども医療費助成制度[こども未来課] 通院は月4回まで 500 円／1 回。入院は無料。平成 26 年 10 月から中学3年生から高校3年生相当年齢まで拡大した助成範囲を今後も維持します。	
	④ 不妊治療助成事業[国保健康課] 一般不妊治療（人工授精、保険適用あり）および特定不妊治療（体外受精および顕微授精、保険適用外）に加えて、これまで助成対象外だった男性不妊治療も新規に助成対象とします。	
	⑤ ママ安心タクシー事業[国保健康課] 母子手帳交付時に、妊婦健診受診時などに利用できるタクシー券を助成します。	
(2) 育児支援体制の充実	① 保育園、放課後児童クラブなどの充実 [こども未来課、教育総務課] 保育の需要増加が見込まれるなか、育児と仕事の両立ができるように保育園、放課後児童クラブ（小学校1～6年生）のサービスの充実を図ります。	待機児童0人の継続
	② ファミリーサポートセンター事業[こども未来課] 育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）が、保育所までの送迎や保育所閉所後の一時的な預かりなど育児について助け合う事業。提供会員の募集に苦慮しているため、制度の周知などにより利用しやすい体制を目指します。	依頼会員 50 人、提供会員 8 人

	③地域子育て支援拠点施設事業[こども未来課、教育総務課] 子育ての不安や悩みの相談、子育てサークルへの支援および気軽に集い交流できる場の提供など地域の子育て家庭に支援を行う事業。現在5カ所の地域子育て支援センター²⁵で事業を行っているが、今後も多くの親子に利用してもらえるよう支援を充実します。	延べ利用人数 2800 人 ／月
(3)スクラム・スクール・プランによる教育力の向上	①家庭の教育力向上への支援[社会教育課] 家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育支援員を養成し、保護者が持つ子育てに関する悩みや不安の相談および家庭教育の学び充実に努めます。	家庭教育支援員の人数 0 人→8 人
	②しおかぜ先生学力向上対策[学校教育課] 中学進学後の全国学力テストの数学の伸び率が他の教科に比べて劣るため、完全 35 人学級編制の維持に加えて、数学の学力向上のための教員（しおかぜ先生）を中学校に配置します。	全国学力テストの数学の伸び率改善
	③グッドマナー運動²⁶の推進[学校教育課・社会教育課] 小中学生を自立させるためのグッドマナーとして、地域、企業などにグッドマナー運動の周知を図るとともに、市内全体へ運動を広げ、市民のマナーの向上を目指します。	「グッドマナー運動」の周知度 5 年間で 50%
(4)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	①男女共同参画社会づくり宣言事業所の拡大[秘書政策課] ワーク・ライフ・バランスの実現を重要課題として、男女共同参画に理解のある市内企業の数を増やしていきます。	男女共同参画宣言事業所数 17 社→20 社

²⁵高松保育園内「にこにこランド」、御前崎ふれあい福祉センターなごみ内「ぴよぴよ」、北こども園内「たけのこひろば」、さくらこども園内「さくらんぼ」、御前崎こども園内「みさきっこ」。

²⁶ 団体の力をおして一人一人がマナーを身につけ、市民のマナーと市民の笑顔が輝くまちづくりを目的とした運動。

4 いまあるひと・ものを活用した安全・安心なまちづくり

【基本目標】

時代に合った御前崎市をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携します。

重要業績指標(KPI)	現状値 (H26)	目標値 (H31)
今後も御前崎市に住みつづけたいと思う人の割合	75%	80%

【基本的方向】

(1) 心身ともに健康なひとづくり

健（検）診体制の整備や健康教育、介護予防の推進、生涯学習・スポーツの推進（生きがいづくり）により、市民の健康に対する意識を高め、一人一人が職場や地域で活躍できる社会環境づくりを推進します。

(2) 公共施設マネジメントの推進

市の保有する公共施設の老朽化対策を効率的、効果的に進める長寿命化や、保有量の最適化など、公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図ります。本市が重点的に取り組む他の政策分野と融合を図りながら、取り組みを着実に推進し、市民とともに安全・安心・最適な公共施設を構築することで、まちづくりをはじめ市の活性化、さらなる市民生活の質の向上を目指します。

(3) 安全・安心な地域づくりの推進

- ・防犯灯・公共施設照明の LED 化、自主防災組織育成による地域の災害対応力向上を推進します。
- ・地域医療の確保と連携強化による医療体制づくりなどにより、安全・安心な地域づくりを推進します。

(4) 地域連携の推進

- ・地域の特性や市民ニーズに沿った公共交通システムの構築を図り、環境負荷の少ない、快適で日常生活を支える移動手段の確保を目指します。また、高齢者が安心して便利に移動できる社会を実現するため、地域と行政が連携した移動手段を研究します。
- ・周辺自治体や大学、金融機関などと相互に連携し、新たな事業の充実を図るとともに、魅力ある地域づくりを目指します。

【具体的な施策と目標値】

分類	具体的な施策	目標値(H31)
(1) 心身ともに健康なひとづくり	①自ら健康管理ができる環境づくり[国保健康課] 市民に利用しやすい健（検）診体制を整備し、定期的な受診の推進を図ります。あわせて、健康教育などにより生活習慣の正しい知識の普及と自ら行動できるきっかけづくりを行い、市民自ら主体的に取り組む健康づくりを推進します。	健（検）診受診率 特定健康診査 45.1%→60% がん検診 21.6%→40%
	②介護予防の推進[高齢者支援課] 高齢者が自ら健康維持や介護予防に努めるよう普及啓発を行い、地域やボランティアによる見守りや支援を行う体制の充実を図ります。	要介護認定率の県内順位 1 位/35 市町（H26 年度 12.5%）を維持 受給者一人当たりの介護費県内順位 31 位/35 市町（H26 年度 35 位・2,275 千円）
	③生涯学習・スポーツの推進（生きがいづくり）[社会教育課] ・市民がいつでもどこでも自由に学び、文化・芸術活動や健康づくり活動、コミュニティー活動など幅広い分野で参加できる機会を提供します。 ・生涯を通じて健康な体をつくるために、誰でもスポーツを気軽に、継続して取り組めるソフトバレーボール、ファミリーバドミントンなどの軽スポーツの普及を目指します。	生涯学習・公民館活動事業への参加人数 19 万 7600 人／年 軽スポーツを取り入れた教室・大会への参加者 258 人→275 人
(2) 公共施設マネジメントの推進[財政課]	①公共建築物 ²⁷ の維持管理の最適化 公共施設の安全性や機能性を確保した施設の長寿命化を推進します。さらに、公共施設の維持管理についても、定期点検や耐震性・劣化性調査などの結果に基づき、計画的な改修を行う予防保全に転換し、ライフサイクルコスト ²⁸ を縮減します。	公共施設等総合管理計画（方針編公共建築物）に掲げた施設別長寿命化計画の策定の達成率 15.4%→83.1%
	②公共建築物の配置の最適化 公共施設とその機能を集中配置することで市民の利便性を高めます。また、更新時期を迎えるこ	公共施設等総合管理計画（方針編公共建築物）に掲げた最適配置計画

²⁷ 公共施設のうち、学校教育系施設、公営住宅などの建築物。

²⁸ 建築物などの建設にかかる費用だけでなく、補修、改修などの維持管理や廃棄処分費用までを含めた総費用のこと。

	ととなる既存施設については、公共施設の多機能化、複合化などを推進する一方で、施設ごとに将来的な必要性の有無を検討し、段階的な統廃合に向けた検討を行い、利用者へのサービス維持の配慮、代替え機能の確保、地域性への配慮、運営コストなどについて、市民の参画を得た上で多面的な検討を行います。	の策定の達成率 0%→80.0%
	③インフラ資産²⁹の維持管理の最適化と老朽化対策 高度成長期に建設された多くの社会資本が近い将来更新期を迎えるなか、市有施設の維持管理コストなどについて、市民の参画を得た上で多面的な検討を行います。	公共施設等総合管理計画（方針編インフラ資産）に掲げた中長期管理計画の策定取り組みの達成率 22.2%→53.3%
(3)安全・安心な地域づくりの推進	①防犯灯・公共施設照明のLED化[防災課など] 明るく、省エネ・長寿命なLED照明を防犯灯や公共施設照明として採用することで、夜間の街頭犯罪を抑止し、安全・安心なまちづくりをします。	LED灯設置率 100%
	②自主防災組織育成事業[防災課] 方面隊や自主防災会など共助となる地域防災力を強化するため、地域の実情に合った防災体制の整備や防災訓練を実施していきます。また、方面隊や自主防災会における防災資機材整備のため、補助制度を確立します。	防災訓練参加者 1万7299人→1万8000人 防災指導員数 10人→12人
	③地域医療の確保と連携強化による医療体制づくり[病院管理課、国保健康課] ・市内に新たに開業しようとする医師や既存の開業医で施設の拡張をしようとする医師に対する資金の補助や、家庭医療センター³⁰開設により地域医療の確保を図ります。 ・総合病院・地域診療所および行政との連絡会議を開催し、連携や役割を分担し、切れ目のない医療が受けられる診療体制を構築します。	1診療所あたりの人口 3780人→3160人

²⁹ 公共施設のうち、道路、橋梁、河川、上下水道、公園、農業施設など。

³⁰ 内科や小児科といった各臓器に分かれた診療ではなく、患者の性別、年齢、医学的技能の専門性にとらわれず、患者ならびに地域住民の健康問題に幅広く対応する医療機関。

(4) 地域連携の推進	①地域を結ぶ移動手段の確保[秘書政策課] 自主運行バスや地域協働バス³¹といった市内の公共交通を維持するための現在の取り組みを継続しながらも、利用者のニーズや利用実態に合わせたデマンドタクシー³²などの新たな運行形態の導入に向けた検討を行います。	新たな運行形態を5年後までに導入
	②周辺自治体や大学、金融機関との連携[秘書政策課] 本市だけでは解決できない課題や広域的な取り組みにより市民サービスの向上が図られる事業などに対して、積極的に周辺市町や大学、金融機関との連携を検討します。	周辺自治体などとの広域連携による組織の数 8件→9件

³¹ 高齢者の買い物を助けることなどを目的に、社会福祉推進協議会が運行しているバス。市が購入した車両を使用し、ボランティアの運転手により支えられている。

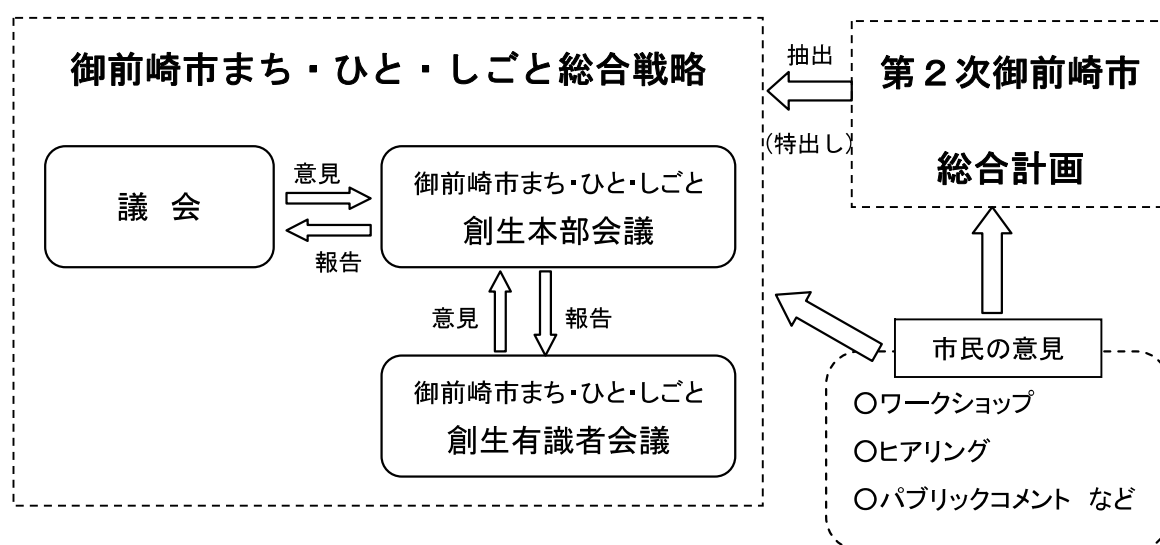
³² バス並みの安価な料金で利用できる相乗りのタクシーのこと。利用者は事前に登録し、利用の際には電話やインターネットなどで予約する形式が多い。

資料編

1 策定体制

「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、同時平行で策定作業を進めていた「第2次御前崎市総合計画」から、国や静岡県の総合戦略を勘案して定めた4つの基本目標に合致する事業を抽出(特出し)することで策定しました。

総合計画同様、策定過程では、議会や有識者会議など幅広い分野の皆様の意見をいただく機会を設け、また市民に対してのパブリックコメントも実施しました。



2 策定経緯

開催日	内 容
H27. 4. 13	第1回本部会議 ：総合戦略策定の方針・市の体制について議論
4. 17	御前崎市観光協会ヒアリング
4. 20	御前崎市商工会ヒアリング
6. 4	商工関係者ヒアリング
6. 11	子育て支援団体・子育て世代へのヒアリング
6. 17-18	関係各課へのヒアリング
6. 23	市議会報告（議会改革特別委員会）
6. 25	市議会報告（総務経済委員会）
6. 29	第2回本部会議 ：人口ビジョン（2035年に3万人の人口維持）の決定
7. 8	第1回有識者会議 ：人口ビジョンの説明、総合戦略に関する意見交換
7. 9	市議会報告（総務経済委員会）

開催日	内 容
7. 17	マスコミ関係者へのヒアリング
7. 21	市議会報告（総務経済・文教厚生委員会）
-8. 31	（関係各課）総合戦略への事業抽出作業
8. 31	東京在住の市内出身者へのヒアリング
9. 1	総合戦略についての市議会意見書
9. 28	総合戦略骨子案の作成 市議会報告（総務経済委員会）
10. 7- 8	関係各課へのヒアリング
10. 14	市議会報告（文教厚生委員会）
10. 22	総合戦略素案の作成
10. 30	市議会報告（総務経済委員会）
11. 2	第3回本部会議 ：総合戦略骨子案・素案について
11. 18	第2回有識者会議 ：総合戦略素案に関する意見交換
12. 7	第4回本部会議 ：議会・有識者会議意見および総合戦略案について
11. 26	市議会報告（総務経済委員会）
12. 11	市議会報告（文教厚生委員会）
12. 24	市議会報告（総務経済・文教厚生委員会）
H28. 1. 20	第5回本部会議 ：総合戦略案の決定
1. 29-2. 29	パブリックコメントおよび有識者会議委員への意見聴取の実施
2. 10	市議会報告（総務経済委員会）
2. 17	市議会報告（文教厚生委員会）

3 要綱・委員名簿

①御前崎市まち・ひと・しごと創生本部会議

【要綱】

御前崎市まち・ひと・しごと創生本部設置規程（平成 27 年御前崎市訓令第 5 号）

（設置）

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び全庁的な人口問題を基軸とした施策の推進並びに進行管理を図るため、御前崎市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。
[まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項]

（所掌事務）

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 御前崎市人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 御前崎市版総合戦略の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認めること。

（組織）

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

（本部長及び副本部長）

第 4 条 本部長には市長を、副本部長には副市長を、本部員には教育長及び部長の職にある者をもって充てる。

2 本部長は、本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

（部会）

第6条 本部長は、第2条に掲げる事項を推進するにあたり、補助機関として部会を設置することができる。

2 部会の構成員は、本部長が指名する者とする。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部秘書政策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

【委員名簿】

御前崎市まち・ひと・しごと創生本部名簿

氏 名	職 名	備 考
石原 茂雄	市長	本部長
澤入 芳男	副市長	副本部長
篠田 暁美	教育長	本部員
大川 修弘	総務部長	本部員
河原崎悦男	市民部長	本部員
高 畑 実	事業部長	本部員
杉山 宏行	環境部長	本部員
萩原 弘充	教育部長	本部員
柳沢 敏雄	消防長	本部員
松 林 清	防災監	本部員
大森 祥晴	会計管理者	本部員
栗林 清和	議会事務局長	本部員

②御前崎市まち・ひと・しごと創生本部会議

【要綱】

御前崎市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱(平成 27 年御前崎市告示第 114 号)

(設置)

第 1 条 本市の人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持する施策を検討するにあたり、専門的見地から意見を聴取するため、御前崎市まち・ひと・しごと創生有識者会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 御前崎市総合戦略の策定及び変更に係る検討に関すること。
- (2) 御前崎市総合戦略の成果検証に係る検討に関すること。
- (3) その他人口減少対策及び活力ある地域社会を維持するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、地域の活性化等に優れた見識を有する者の中から市長が委嘱する。
- 3 座長は、委員の中から互選によって選任する。
- 4 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に第3条第2項に規定する委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務部秘書政策課で処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

【委員名簿】

御前崎市まち・ひと・しごと創生有識者会議名簿

	団体名	役 職	氏 名	備考
1	静岡県 西部地域政策局	局長	橋本 勝弘	1 行政
2	御前崎市子ども・子育て会議	委員	平 野 豊	2 子育て
3	御前崎市 PTA 連絡協議会 (浜岡東小学校 PTA 会長)	代表	岡村 英明	
4	静岡産業大学	教授	丹羽 由一	3 教育
5	御前崎市校長会 (浜岡中学校長)	会長	澤島 正治	
6	御前崎市商工会	事務局長	松林 政仁	4 産業
7	御前崎市観光協会	事務局長	小野木 邦治	
8	遠州夢咲農業協同組合 浜岡営農経済センター	センター長	川原崎 肇	
9	ハイナン農業協同組合 白羽支店	支店長	川口 彰男	
10	南駿河湾漁業協同組合 本所	総務部長	伊村 勝巳	
11	(一社)御前崎スマイルプロジェクト	理事長	石原 智央	5 金融
○12	静岡銀行 御前崎中央支店	支店長	谷井 芳道	
13	掛川信用金庫 浜岡支店	支店長	松 浦 功	
14	島田信用金庫 浜岡支店	支店長	鈴木 博幸	6 労働
15	掛川公共職業安定所	所長	小 寺 勝	
16	小笠南地区労働者福祉協議会	会長	(小田 邦浩) 沖宗 伸一	7 女性
17	御前崎市商工会	女性部長	竹田 静子	
18	遠州夢咲農業協同組合	浜岡地区女 性部長	長島 浩子	
19	ハイナン農業協同組合	女性部長	鈴木 てる恵	
20	南駿河湾漁業協同組合	女性部長	梶山 やよい	8 学識経験者
21	御前崎市総合計画策定審議会	委員	長谷川 勝治	

※ ○は座長。

※ カッコについては前任者。